

令和2年9月三種町議会定例会会議録

令和2年9月17日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課	長金子孝
税務課	長	金子英人	町民生活課	長荒川浩幸
福祉課	長	加賀谷司	健康推進課	長佐々木恭一
農林課	長	寺沢梶人	商工観光交流課	長工藤一嗣
建設課	長	進藤敦	上下水道課	長近藤光明
琴丘支所	長	工藤伸也	山本支所	長後藤芳英
会計課	長	平澤仁美	教育	長鎌田義人
教育次長		後藤誠	農業委員会事務局	長佐藤慶一
代表監査委員		田中金光		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局	主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和2年9月17日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、平賀真議員。2番。

2番（平賀真）

それでは、私から、さきに通告しております3点につきまして、壇上より質問を行います。

1点目でございます。プレミアム付商品券販売の状況をお伺いいたします。なお、この通告は8月21日付で通告しており、その後25日全協がありまして話題になっておりましたけれども、既に通告しておりましたので、そのまま質問させていただきます。

先般、プレミアム付商品券が販売されましたが、詳細をお伺いいたします。

販売総枚数、購入者数、購入額の内訳をお伺いいたします。また、購入できなかった人数を把握しているのか、お伺いします。

今後、同様な商品券販売が行われた場合、販売方法等検討すべきではないかと思いますが、もし検討されているようでしたらその詳細もお伺いいたします。

2点目でございます。コロナ対策、災害対策の検討状況をお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大がいまだ、先ほど申しましたように8月21日現在の質問です。収まらない状況である。能代保健所管内でも感染者が確認されております。

町でも感染拡大を抑えるため様々な対策を講じていると思いますが、具体的な対策をお伺いいたします。

自然災害も近年過去に例を見ない豪雨が発生したり、地震、台風等も対策が必要であります。

災害に対し多岐にわたるシミュレーションを描き対策を検討されていると思いますが、具体的にお伺いいたします。

また、災害時の町の備蓄品の種類と在庫数、各家庭での備蓄に対する啓蒙活動の実態をお伺いいたします。

3点目でございます。町政の今後の方向性をお伺いいたします。

町長が就任し、はや2年余り、任期も折り返しを迎えました。これまでの町政のかじ取りに対する自己評価をお伺いいたします。

コロナウイルス感染拡大により、日本、世界中で経済活動が大きく停滞しております。町でも経済対策に取り組んでおりますが、このコロナ禍が収束し始めたとき、経済復興にいち早く取り組む対策は講じられているのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長 (金子芳継)

2番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 (田川政幸)

おはようございます。

それでは、2番、平賀真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、プレミアム付商品券販売の状況についてお答えいたします。

プレミアム付商品券の販売総枚数、購入者数、販売額の内訳についてでございますが、販売総枚数は25万枚で、これにプレミアム分5万枚を合わせ、総発行枚数は30万枚となっております。購入者数、販売額の内訳は、1人が購入できる枚数の上限である10セット10万円分が2,337人、2億3,370万円、それ以外のセット数の販売が349人、1,630万円、合計2,686人、2億5,000万円となっております。購入した方の87%が上限10万円分の購入となっております。

次に、購入できなかった人数の把握についてでございますが、商品券は窓口での先着順の購入となっております。購入の際に本人確認を行っておりますが、購入できなかった方の調査、確認等は行っておりませんので、人数の把握はできておりません。

次に、今後同様な商品券販売が行われた場合、販売方法等検討すべきではないかとのご質問でございますが、例年、プレミアム付商品券の完売には30日以上を要していたことや、平成27年度に実施したプレミアム率20%での商品券販売においても完売に19日間を要したことから、その実績を参考に例年どおりの販売方法といたしたところでございます。本年度の事業につきましては、事業主体の三種町商工会において、購入者アンケートの実施や近隣市町村のプレミアム付商品券の販売方法、販売実績などを調査、検証することとしておりますので、今後同様な商品券販売事業を実施する場合は、その検証結果を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、コロナウイルス感染症対策、災害対策の検討状況についてお答えします。

コロナウイルス感染症対策につきましては、全国において新規感染者の収束の兆しが見えず、8月には能代保健所管内においても感染者が確認される

など、感染拡大が懸念されるところでございます。

町といたしましても、これまで広報やホームページ、防災無線を活用し、マスクの着用、手洗いの徹底、3密の回避など、町民の皆様に感染防止対策をお願いしてきたところでございます。また、県の感染防止対策に準じ、感染が拡大している地域への移動を慎重に判断するよう呼びかけてきたところでございます。今後も、県内や能代山本管内の感染状況に応じ、感染拡大防止に向けた協力要請を行ってまいります。

次に、災害時の具体的な対策につきましては、コロナ禍において災害が発生した場合、避難所の開設及び運営に関して大変困難な対応に迫られることが予想され、細心の注意を払わなければならないと認識しております。

災害が発生した場合、各集落の集会所に避難する人数を考慮し、3密とならない十分なスペースの確保、パーティションでの仕切りの設置、室内の換気の徹底のほか、受付段階で検温や健康状態の確認も必要となります。また、発熱等がある場合は、福祉避難所である地域福祉センターへの移動も念頭に置き、災害避難と感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、学校に避難所を開設しなければならない大規模な災害に備え、今例会に災害対策用備蓄品購入に関する予算を計上しておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

災害時の町の備蓄品の種類と数につきましては、アルファ米2,390食、おかゆ394食、飲料水4,632本、毛布530枚、石油ストーブ32台、簡易トイレ3個、非常用トイレ袋4,000袋、トイレットペーパー192本、大人・子供用紙おむつ272枚、生理用品224枚、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンクがそれぞれ10台、タオル500枚、給水袋・タンク160個、医療品セット3セット、乾パン600個、みそ汁200食、歯ブラシ160本、マスク4,246枚となっております。

次に、各家庭での備蓄に対する啓蒙活動につきましては、昨年全戸配布しております三種町防災マップにおいて、非常時持ち出し品の準備とチェックを掲載し、すぐに持ち出せるよう日頃から準備、点検していただくとともに、備蓄品である飲料水、非常食、燃料など最低3日以上用の用意をお願いしているところでございます。今後も引き続き広報やホームページなどを活用し、機会あるごとに各家庭での備蓄に対する啓蒙を図り、住民の安全安心を確保するため、災害時の避難所運営等の対応策を整備してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、町政の今後の方向性についてお答えいたします。

就任以来、町内の自治会や団体の皆様と接する機会の中で、多くのご意見やご提言を頂戴し、中長期的な視点で取り組まなければならない課題、早急に対応しなければならない要望等に対し、担当職員とも協議しながら町政運営に当たってまいりました。

共助団体や事業者の協力によるふれあいバス・巡回バスの運行が間もなく1年を迎えようとしており、利用者の皆様・団体、事業者の皆様からのご意

見を取り入れながら改善を図っております。この事業が地域に定着できるよう、さらに努力をしていかなければなりません。また、町営住宅建て替え工事、三種川河川改修、能代五城目線拡幅工事、国道7号歩道拡幅工事等、安心して暮らせるまちづくりを目指し、着実に進めてまいりました。

我が町の観光資源である森岳温泉、石倉山公園の整備については、端緒にすぎたばかりであります。今年度新設した助成事業に対し、温泉街に2店の新規出店が決まるなど、新たな動きが出てきております。

急速に進む少子高齢化、人口減少への対策、将来を担う子供たちへの教育環境の充実や子育て世代の負担を軽減するため、保育所、小中学校の再編、各種助成等、まだまだ多くの課題が山積しております。

これら多くの課題を解決していくために、対話と協調を大事にし、十分な説明と納得のいくまちづくりに努力してまいりたいと考えており、自身のごことは厳しく評価し、気を引き締めて町政運営に取り組んでまいりたい決意であります。

次に、コロナ禍が収束し始めたときの経済復興対策につきましては、町独自の経済対策として、中小企業への事業継続支援金、プレミアム付商品券、宿泊助成事業を実施してまいりました。さらに、地域応援飲食券、第2次の事業継続支援金、ポイントカード会消費喚起、家賃支援事業を今定例会補正予算案に計上しておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

これらの支援事業を実施することにより、コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを軽減しつつ、本町の経済、企業活動の下支え、景気浮揚策の一助になるものと期待しております。新しい生活様式を実践しながらも、まだまだ先が見えない状況でもあり、今後も本町の経済状況を見極めながら、新たな支援策を講じてまいります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番。

2番（平賀真）

それでは、初めに、1点目のプレミアム付商品券につきまして再質問を行わせていただきます。

るる販売枚数、購入者数のほうは当然把握されているようでございますが、購入できなかった人数は不明というのはもちろんでございますけれども、当日、2回目の発行といいますと日曜日に発行した段階で、当日は雨でございました。なおかつ、新聞折り込み、また、地元北羽新聞にはかなりの面積を割いての広報活動を行いまして、いってみれば大変周知に徹底したということもあまして、もし参考までに、購入できなかった総数じゃないんですが、当日並んで購入できずに帰られた数はそれぞれの販売所から聞いておりますでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )

交流課長 お答えいたします。

購入できなかった方のそれぞれの販売所での人数等につきましては、把握できておりません。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

私も何か所か聞きましたところ、やはりこの時点でもう売り切れるという、要はよく特売品とか並んでも、ここで一度売り切れでもう並んでも無駄ですという、やはりそれで帰られた方、または販売所を移動した方は確実にいらっしゃったということでございます。そういうことを考えると、もしこれをアンケートまで取る必要はないんですが、購入したかったけれども電話で問い合わせをしたら、もう既に売り切れていると。そしてあきらめた方もいらっしゃるかと思えます。

大変効率のいい、町内で購入してもらうためにそれをあおるというわけではないんですけれども、1人10万円を持っていくと12万円分が買えるという大変率のいい、そして先ほどの調査結果でもほとんどの方が、87%が10万円、いってみれば上限いっぱい購入されているということでございます。そして、10セットを買った方が2,337人ということでございますので、そしてそのほか、要は10セット未満が349人で2,686人ということで、これを18歳以上の購入可能な人口に比すと、もう当然おのずから町民の何割が買ったかというのはわかるかと思えます。

町村を見ますと、といたしますのは、これを逆に上限を5万円にしたら、もしかしたらこの倍の人数の方の手元に配付されたということは、当初は検討されなかったんでしょうか。

よく行政のほうでいろいろな質問をすると、近隣の町村の動きを見てという答弁がこれまでの議会の中であったんですけれども、今回ほとんどの新聞等を見ますと、能代市ですと、1所帯に3万円ですか。ただし、30%で3万9,000円の購入ということで、1所帯にはがきを出して、もう間違いなくその所帯に渡るような計算をしているし、とある同じ能代山本管内では上限を5万円とか、いろいろな形で県内を見ていると、そういったことはこの販売に当たり検討はされなかったんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )

交流課長 お答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、これまで三種町のプレミアム付商品券事業は十数年行ってまいりました。平均すると31日以上の販売期間を要

しております。また、27年度のプレミアム率20%販売も19日間を要しました。過去の実績を考慮して、これまで商工会で販売に大変苦勞した時期がありましたので、今年度もここまでの販売状況になることは想定できてなかったのが実情でございますので、今後の販売につきましては、段階的に販売するとか、そのことについては今後、実施主体である商工会と十分に協議して、事業を続ける場合にはその点を考慮してまいりたいと思います。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

やはり町民に対してこういった町のお金を使ってやる事業で不公平感がないような形で、当然これまでの販売状況を見て、いってみれば明日でも買えるんじゃないかというふうな形でいた町民の方もいらっしゃるようでございます。なおかつ、もう販売当日の午後でも思ったら、もう既に、もう郵便局に行ったら正面玄関に「完売です」というような張り紙が出て、そしてまた帰られた方もいるやに聞いておりますので、ただいま担当課長のほうで商工会と検討するというところでございますので、どうぞ町民の方々に不公平感のないような形、やはり住民票を持って5人家族であれば1人の人が並んで50万買って60万円分、10万円のプレミアムがつくということですので、大変購入した方にとって、また、それを利用する商店にとってはプラスな事業でございますので、今後も前向きに、なおかつ公平になるような形で検討していただければと思います。

1点目の質問は以上です。

それでは、2点目のコロナ対策についてお伺いいたします。

るる町長のほうでも対策のほうは講じられているようでございます。しかしながら、いっどこで誰が感染するかというのは誰もわからない状況でございますので、まず発生した場合の対応、PCR検査とか既に行う場所とか、あと手順のほうはほとんど担当が熟知されておるように聞いておりますけれども、先ほど今般の予算が通ればまた備蓄のほうは、災害防災の備蓄品がそろうということでございます。

それに対して、そのシミュレーションという、当然簡易テントとか段ボールベッドとかもあるようでございますので、そういった購入後のいってみればデモンストレーションではなくて、それを実際に使ってみてやるというのはどこの課が主体になるのか、また、避難所を実際に各地、避難所になった場合に、運営の仕方といいましょうか、もう場所の提供だけなのか、そこにきちんとした保健師、職員が行くようなそういったマニュアルがきちんと整備されているのか、お伺いいたしたいと思います。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えいたします。

今回の補正で備蓄品及びコロナ関係の予算上げておりますけれども、今回、県から避難所マニュアルのコロナ関係のガイドラインが来ておりました、それにのっとして今後作成していくことになります。いずれ避難所を開設した場合は、受付を設置して、そこで検温して入っていく形になります。そして、その後、3密にならないように2メートル以上の間隔を開けて、あとテント、あと仕切りをして、コロナ対策をしていくというガイドラインになっておりますので、それを参考に今後設置していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

それでは、町に即したマニュアルができましたら、後でお見せいただければと思います。

なおかつ、そのマニュアルに沿ってのいってみれば訓練というか、実際に全部の避難所では無理だと思いますので、そうやって携わる職員、また、地域の方々も交えてのそういった訓練を行って、そういった状況を全町民に周知するというのを早急に行う。せっかく県のほうからこうやれというマニュアルが来ているんですから、ただ紙に書いたものだけではなく、実際に初動活動といいましょうか、動くのほうを検討していただきたいんですが、大丈夫ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町民生活課長。

町民生活 ( 荒川浩幸 )

課長 お答えいたします。

それに関しましては、仙北のほうでもそのシミュレーションやったのがテレビに入っていましたけれども、テントをまず設置する時間とか、あと誘導する体制、あといろいろな係がありますので、その班の振り分けとか、そういうのはその避難マニュアルにのっとして行動するように、消防団と協力しながらやっていこうということにしております。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

やっていこうとしているんじゃないくて、これからテントとか全部購入できた段階には、一回やってみると。消防の駆けつけ訓練のような形でやってみるということが大事ですので、やってみて初めてテントが実際にやると人数がどれぐらいというのは具体的に出ますので、ひとつ大変ご難儀をかけますけれども、このコロナに関してだけじゃなくいろいろな災害に対して、もう備えあれば憂いなしですので、どうか一丸となって対策を取り組んでいただければと思います。

また、各家庭の災害の備蓄品でございますけれども、昨年、広報・ホーム



ページで出しているということでございますが、高齢者世帯もしくはひとり暮らし世帯と民生委員の方々が管轄している所帯があるかと思えます。そういった方々での、そういった方々というのは真っ先に避難対象、避難を誘導する対象者であると思えますけれども、そういった家庭では備蓄品のチェックとかも、民生委員の方々等にいわばお願いして調査をした結果はございますでしょうか。

議長（金子芳継）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えいたします。

高齢者に関しましては、ガイドにまずその対応が載っておりますけれども、その辺はいろいろと県の指導を仰ぎながら訓練とかシミュレーションで対応していきたいと思っております。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

そういった災害が起きたときの初動ということですので、もし、また民生委員の方々に大変ご難儀をかけますけれども、火災報知器の設置をはじめ、様々な形でこういったものが備蓄されているのかということも災害に対しての福祉活動になると思えますので、課がまたがることは承知しておりますけれども、ひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

また、この各家庭の備蓄状況というのは、なかなか調査することは難しいと思えますけれども、もしできれば学校の現場で児童生徒にアンケートを取るような形で、「君のうちは災害に対してどういう話をしているのか」、もしくは「どういったものが備蓄されているのか」という、子供たちを通してその家庭の姿が見えることは、調査は可能かと思うんですけれども、もし何かの時間とか、もしくは各家庭に配付するものにでもやって、あまり先生方にご難儀をかけないような形で、そういった調査が全て町全体の防災意識の高揚につながってくると思えますが、学校をあずかる教育委員会としては、もしそういったことのきちんとした要望があったら、今後の考えで結構です。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤誠）

そういうふうな要望がございましたら、それに沿ってこちらのほうで対応していきたいと思えます。

議長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

それでは、私から要望いたしますので、ひとつ、全部教育委員会、いろいろ

ろな全町民が一丸となって災害に対する心構えの構築といいたいでしょうか、です。割と子供たちというのは本当に避難訓練もまじめですし、そういった調査に対してもまじめに、まじめといいたいでしょうか、真剣に取り組むと思えますので、子供たちのいる世帯とは限られているかと思えますけれども、それが一つの指標になって、それをもとにまた担当課のほうで備蓄に対する意識高揚というのがなっていくんだと思えますので、ひとつご検討をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目でございます。

町政の今後の方向性ということで、2年余りの町長の取り組まれていること、まずもって町民の声を聞くというのが大前提だということをお伺いいたしました。

やはり自治会会長会議等で様々なご意見が寄せられていることと思えます。それを100%やるということは、どなたが町長になっても無理かと思えます。やはり急いでやるべきこと、また、ある程度の時間を有する、その選択というのが町長の大きな仕事かと思えます。予算がふんだんにあれば、もうどこの会議に行っても「はい、はい、はい」と、どこの業界に行っても「はい」と返事をして、現場に職員の方々に割り振ることができるんですが、それは到底無理でございますので、町民の方々と対話の中で、そういった町民も納得できるような対話といいたいでしょうか、そういった対話も必要かと思えます。

担当の職員の方にも様々な要望等が窓口から寄せられるかと思えますけれども、やはり真摯に受け止めるというか、「もう予算がないからできません」という木で鼻をくくったようなそういった言い方じゃなくて、検討するというのもあれなんです、ひとつ親身になって対応していただくようなことをお願いしていきたいと思えます。

これまでふれあいバス、また、町営住宅のほうも順調に改築が進んでおるようでございます。また、三種川の河川改修につきましては、先般の大雨ではもしかしたらもう、今までであれば河川を越えてあふれる、田畑に来るところ、やはり河川のほうも頑張っって県のほう進んでいるようございまして、大きな被害が出なかったのもだんだん見えてきているところでございます。ただ、やはりこの森岳温泉のほうの経過というのは、本当に1日、2日、経済状況ですので、逆にこのコロナの時代のもと、なかなか光を見出すのは大変かと思えますけれども、やはり継続的な支援や啓蒙活動が、利用の活動が必要になっているかと思えます。

それで、今、新しい生活様式、国会のほうも秋田県出身の新しい総理大臣が誕生いたしまして、地方に思いをはせるような発言があったように聞いております。当然、町長はこれまでのご経験の中で、新総理大臣とは何度となくお会いして言葉を、同じ秋田県でございます、言葉を交わされておると思えますけれども、やはり大変恐縮でございますが、既に総理大臣就任で、町長名で祝辞・祝電等はもうお届けになったんでしょうか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

私個人名での祝電・祝辞等はしておりませんが、庁舎の玄関のほうに菅総理大臣就任のお祝いの垂れ幕のほうをかけさせていただきました。当町は今外壁工事中ですので、能代市だとかほかのところがやっているような大がかりなお祝い、祝意は出せませんが、気持ち伝わればと思って、正面玄関に垂れ幕をかけさせていただいております。

議 長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

魁新聞等で、全県下の市町村の祝意の広告は拝見いたしました。どうぞせっかくですから、自筆でお祝いの一筆を書いていただければと思います。

また、当然全ての行政、国が方向性を示して県が町村に下ろしてくるような形になりますけれども、この確かに中小企業支援、プレミアム商品券、宿泊、また、食事券等のような形でやることは、いってみれば特効薬といいでしょうか、そのつなぐためには必要でございますけれども、今後の行政の在り方として、今この時代ですので、国会のほうでも新しいデジタルに関するような省が提示されて大臣も就任したようでございますので、そういった対応が先ほどホームページ等がございましたけれども、このホームページ等、今でいうこのSNSですか、インターネットを使って、これが町の中の職員の中でそういったものにたけているといいでしょうか、自分でぼんとできるような、逆に他の、全体を把握して指導できるようなそういった職員の方はいらっしゃるのでしょうか。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えをいたします。

さきの総理のお話にもありましたとおり、行政、デジタル化をしていくという大きな決意でデジタル庁の設置も視野に入っております。当町としては、企画政策課がそういう電算関係の担当課となっております、そちらのほうに精通している職員もおります。さらに、町のデジタル化を進めるに当たっては、それだけでは多分人材不足かと思われまますので、今後、そういう機会があればどんどん職員の教育、研修に対して力を注いでいきたいとこのように思っております。

議 長（金子芳継）

2番。

2番（平賀真）

このコロナ関係で、我々の生活様式が変わらなければいけない状況になり

ましたので、どうかそういったデジタル環境といたしまししょうか、ネット等を、今回も予算の中でいろいろなネットに関する施設といたしまししょうか、そういうのを整備されているようでございますけれども、どうか他町に遅れることなくひとつ率先してやっていくことによって、そういった環境整備が整うと、ほとんど在宅で勤務、在宅で済むような、東京都と同時に都内、ああいうふうな都会と一緒にネットを通して仕事ができるような環境ができるかと聞いておりますので、そういった環境整備にもいち早く取り組んで、逆に優秀な人材がこの秋田、三種町の中でもそういった仕事ができるんだという、そんな形のところをアピールできるような形で今後活動をしていただければと思います。

どうか、先ほど自分に厳しくというお話がございましたので、どうか様々な方のお話を聞きながら、選択を誤らないような形、そのために副町長やそれぞれの担当課がいて庁議が行えておりますので、どうか有能な、この厳しい中でも光が見出せるような、そして町民が常に公平感を持てる幸せを感じられるようなまちづくりに邁進していただければと思います。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

2番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の発言を許します。9番、成田光一議員。9番。

9番（成田光一）

それでは、私のほうから、さきに通告してあります大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の経済支援対策についてであります。

今年に入ってから間もなく表面化した新型コロナウイルスの存在ではありますが、いまだ終息の兆しが見られないどころか、感染が広がり第2波が到来して、そのまま高止まりの状況にあるといっても過言ではない状況であります。

経済は大変な状況にあります。8月17日に、4月から6月期の実質GDPが、前期比年率27.8%の減少と発表がありました。もちろん、戦後最悪の落ち込みであります。政府はこれまで様々な救済策を講じてきておりますが、肝心の感染が沈静化しない現状では、この先の経済状況が不安であります。そこで質問をします。

1点目、さきの全員協議会の場合でも説明がありましたが、町としてこれまで様々な経済支援対策を実施しております。その効果はどのように検証されているのでしょうか、聞きます。

2点目、個人事業者・中小事業所などに対して、経済支援が引き続き必要と思われませんが、今後の考えを聞きます。

大きく2点目の質問です。風力発電事業の環境問題について。

国は、令和2年7月21日付をもって、能代市、三種町及び男鹿市沖を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定をしました。これは、未来の日本のエネルギー事情を変える大きな一歩であると思われます。しかし、この事業にはこの先、地元への経済効果の期待と、反面様々な環境に係る問題が危惧されており、地元住民には率直に不安があります。そこで質問です。

1点目、これまでに3回ほど「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖における協議会」が開催されております。その中で協議された内容について説明を求めます。

2点目、促進区域の指定を受けて、この洋上風力発電事業は今後どのように進むのでしょうか。

3点目、地元への経済効果について、どのような状況だと考えているのでしょうか。

4点目、地元住民が不安に思っている環境問題に対しての今後の対応について考えを聞きます。

最後5点目、地元釜谷浜に稼働している陸上風力発電設備を大型の物に建て替える計画があるようですが、その概要について説明を求めます。

以上で壇上から終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、9番、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る今後の経済支援についてお答えいたします。

1点目の町が実施してきた経済支援対策の効果の検証についてでございますが、中小企業者継続支援金につきましては、第1次分の申請が8月31日で期限を迎えたばかりであり、今後その詳細について分析するとともに、売上高が昨年同期に比較して著しく減少した事業者等へは電話等による聞き取り調査を行い、検証してまいりたいと考えております。

また、宿泊助成事業、プレミアム付商品券発行事業につきましては、年度末まで事業が継続しておりますので、事業終了後に助成事業者への聞き取りにより調査、分析を行ってまいりたいと考えております。

なお、ハローワークに確認したところ、三種町内における事業所において、新型コロナウイルス感染症に起因した倒産・雇用調整はないとのことでしたので、町で実施した支援対策による経済の下支え効果があったものと認識しております。

2点目の個人事業者・中小事業所に対する今後の経済支援についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が6月以降もあることに鑑み、事業収入が減少している町内の個人事業者及び中小事業所を支援するた

め、第2次分の事業継続支援を行うほか、新たに地代・家賃の負担軽減のため、賃料の3分の1を6か月間支援する中小事業者等の家賃支援を行うこととしております。また、売上高が減少している町内飲食店の利用機会を促進し消費拡大を図るため、全町民へ2,000円分の飲食券を配布することとしております。そのほか、三種ポイントカード会が実施する消費喚起イベントでプレミアムポイントを付与する事業への助成を行い、間接的に事業者支援を行うこととしております。これらの事業につきましては、今定例会へ補正予算を計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大が収束しない限り、町内個人事業者及び中小事業者への影響が懸念されることから、状況を的確に把握し、必要に応じた支援策を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、風力発電事業の環境問題についてお答えいたします。

1点目の「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会」での協議内容の要点についてでございますが、この協議会は、法律の規定に基づき昨年10月8日に設立され、以後、12月と本年3月の計3回、会議が開催されております。

協議会は、国、県、関係市町及び漁協等利害関係者並びに有識者等で構成されており、地元との共存共栄の仕組みをつくる組織と位置づけられております。協議会では、事業者が協議会の意見を尊重して発電事業を実施することを全体理念とし、地域や漁業との共存及び漁業影響調査について、発電設備設置位置についての留意点、建設に当たっての留意点、事業実施に当たっての留意点、環境配慮事項等を事業者に求めるとした上で、促進区域の指定に異存はないとの意見を取りまとめております。

この意見をもとに、公告、縦覧を経て、去る7月21日に促進区域に指定されております。

2点目の今後の洋上風力発電事業についてでございますが、促進区域指定後2か月以上をかけて評価基準や供給価格上限額等を定める公募占用指針が作成され、指針決定後、原則6か月間の公募を経て、事業者から公募占用計画が提出されることとなっております。

その後、第1段階として提出された公募占用計画を審査、さらに第2段階として計画を評価し、事業者が選定されることになっており、最終的に事業者が選定されるまでには、今後約1年の期間を要するものと思われま

す。3点目の地元への経済効果についてでございますが、今後、風力発電所の設置工事、運転・維持管理等における地元雇用の創出が期待される所であり、その際には地元の雇用創出の働きかけをしっかりと行ってまいりたいと考えております。また、さらに事業者による地元イベントへの参加や協賛等の地域貢献のほか、地球温暖化やエコ対策に対する関心の高まりも期待される所でありま

す。4点目の環境問題に対する今後の対応についてでございますが、環境問題

に関しましては、影響が明らかなケース、あるいは人によって捉え方が異なる様々なケースなど、住民の方々からご意見が出るものと考えております。協議会におきましても、専門家のレクチャーを受け、環境問題や電波障害等について意見を交わしております。協議会の取りまとめ意見では、事業者に対する留意事項として、関係法令に基づくアセスメントによる環境影響評価であっても不確実性が伴うことから、運転開始後においても環境監視や事後調査を実施し、影響が懸念された場合は追加的な措置を講ずることを求めるなど、事業者に対する環境問題への対応を強く求めるものとなっております。

地球温暖化防止等、世界的な流れの中で、再生可能エネルギー推進事業は非常に重要なことと捉えておりますが、環境問題等、住民の方々からのご意見、ご要望につきましては、町といたしましても事業者に伝えてまいりたいと考えております。

5点目の釜谷浜地区の陸上風力発電設備の建て替え計画についてでございますが、八竜風力発電所は、平成18年から釜谷・追泊間の17基、平成24年から男鹿市地内の1基の計18基が稼働しております。今回の更新計画は、この18基を最大9基に建て替えるもので、合計出力は現在と同規模の28メガワットから最大で36メガワットの想定となっております。現在は環境アセスメントの実施期間であり、令和5年4月からの2年間で既存施設の撤去を含む工事を実施し、令和7年4月から運転開始をする予定となっております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

9番（成田光一）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初、コロナウイルスのほう、経済支援対策についてであります。さきの平賀議員からも質問ありましたので、重複しないようにするかもしれませんが、主とその経済支援ということで、事業所等に対しての支援をまず中心に質問していきますので、ご了解ください。

三種町中小企業者等事業継続支援金、第1次行っております。こちらのほうは令和2年3月から5月までの3か月間の部分で対象としておりまして、第2次、今後のことなんです。こちらのほうは同じく6月から8月まで、同じ内容ということで、この間の全員協議会でも説明されております。20%減で、同年同月比べて20%以上減の事業者ということです。

ちょっとこの間のこの全員協議会の資料を見てみたときに気づかなかったんですけども、給付額について、第1次、第2次共通と書いていまして、事業者1当たり20万円で、米印でこの「1事業所に1回限り」と書いてあ

るんですけれども、これは1次で給付になった方は、2回目は対象にならないということなんですか。どういう、ちょっと私の考え方次第なんでしょうけれども、ちょっとそこを教えてください。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )  
交流課長 お答えいたします。

ただいまの質問でございますが、第1次分で1事業者1回、第2次分で同じ事業者、もう一度申請可能でございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
9番。

9番 ( 成田光一 )

分かりました。ちょっと考え過ぎだったのかなと思いましたが、ちょっとそういうふうに感じましたので聞いてみました。

それで、本当にありがたい、実際1次の給付額もらった方に聞いても、本当にありがたいこれ内容だということで、今また第2次あると今度、新聞で明日つくんでしょうけれども、そうなれば本当にありがたいことで、また、今後もうこういったことはまだまだ必要なのかなと正直私は思っております。このコロナの状況ですね、この先もちろん誰も分からない環境の中で、今大変な状況にどこの事業者もあります。特にこの飲食店、また、宿泊業者は本当にせっぱ詰まった状況で、もうやめているところも出てきていますし、先ほどの町長の報告ですと、まだ町内においてはその部分での、コロナに関しての倒産はないということで、よかったなとは思いますが、みんなそれだけ今頑張っている部分だというふうに捉えたほうがむしろいいのかな。何事もなく過ごしているんじゃないんだよということだけは確かですので、どうかその辺これからも考えていただいて、今、この第2次ありますが、もしこのままコロナ状況、コロナ禍が変わらなければ、この後もこういった事業、第3次とか4次とか考えるんでしょうか。どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )  
交流課長 お答えいたします。

今回の第2次分につきましては、第1次の申請内容を検証しまして、6月以降も昨年度に比して20%以上の落ち込みが見られることから、今回2次分を実施するに至りました。第3次分につきましては、第2次の申請内容を確認した上で、必要であればその旨の対策を町として対応していきたいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )  
9番。

9番 ( 成田光一 )



どうか、内容次第でしょうけれども、進めていただきたいと思います。本当に今、大変な状況です。年末にかけてどうなるか分からない部分というのがすごく今見えてきているんじゃないかなと。私、自分でも小さな事業所ですけれどもやっていますのでよく感じておりますので、どうかその辺ひとつよろしく考えてください。

それと、もう一つ、今やっているその宿泊助成事業ですね。こちらのほう、まだもちろん見えない状況なんでしょうけれども、これも飲食店と一緒に、やはり宿泊業も大変な状況にあります。現状としてどういう感触なんでしょう。この宿泊業者の方。何か電話とかで聞いてみたりしていますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (工藤一嗣)

交流課長 お答えいたします。

7月実績、その後8月の実績も頂いております。状況としては、昨年度より宿泊者数は落ち込んでおります。内容につきましては、合宿誘致のほうがキャンセルになったりしてなかなか伸びておりませんので、その分が大きく影響しているものと思います。

この助成事業がなければ、さらに落ち込みがあったと考えておりますので、引き続き同事業で3月末まで支援してまいりたいと思います。

議 長 (金子芳継)

9番。

9番 (成田光一)

今答弁あったとおりに思います。逆に言うと、こういうのをもっとPRしたほうがいいんじゃないかなと思います。多分、知らない状況の中で三種町にまだ来られていない方ももしかしたらいるんじゃないかと思うので、今、国からとか県からとかいろいろなその支援策がいっぱいあふれ出ているという言葉は変ですけれどもいっぱいありまして、正直自分でも何が自分にとって使えるものなのか、使えないものなのかというのが正直見えにくい、今いっぱい出てきていると思います。まだまだこれからも出るんでしょうけれども、やはり町民にとっても県外の人が、今回はまだ県内でしょうけれども、そういった方々がやはり町内の宿泊所に泊まっていただくためのそのPRというのをもっとやはり考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

例えば、役場の町のホームページにもっとわかりやすく載せるとか、まず、この宿泊業こういうのをやっているんだよということをもっとわかりやすくやるべきなのかなというふうに私自身常に見ているんですけれども感じていますので、ある程度効果は出てくるんでしょうけれども、これからそれこそ大変な時期に入りますので、どうかひとつその辺、もうちょっと一歩進んで、これでどうやったらもっとこれ使ってもらえるのか、考えながらやってほしいというのが正直なところですので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

あと、この後、その地域飲食店の応援事業、これも今回の提案事項ですが、これも、これと、あと家賃支援金ですね。こういったのがまずあるということですので、ぜひいっぱい頑張って使ってもらえるように、飲食店応援事業、こちらのほう、それぞれ家族1人2,000円ですよ。こういったことも、こういった黙っていても連絡来るんですか。申告しなきゃならないんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )

交流課長 お答えいたします。

飲食券の配布方法につきましては、全町民に引換えのはがきを送付させていただき予定にしております。そのはがきを持って役場、支所等で飲食券に引き換えていただく方法をとります。直接来れない方につきましては、代理受領も可能にすることにしておりますので、近隣の方にお預けいただいて引き換えていただく等をお願いしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

どうかその辺、町民に分かりやすくなるような方法でお願いします。

私が先ほど言ったとおり、いろいろな支援があるようだけれども、どれをどうやって自分のために使ったらいいのか、分からないでいる方もいるのではないかと思います。そういった意味でも、丁寧にそれこそ説明必要だと思いますので、よろしくその辺お願いいたします。

いずれにしても、このコロナ禍の中でのこの事業所の部分は、本当に経済支援していただかないと、今後も大変だと思います。普通に飲食店、宿泊業者の部分に関してのみを言いますと、少なくとも毎月、去年と同じ月の20から30は普通に目減りしています。多分これ以上増えることはないんじゃないかなというふうに、実際自分でもその中でいますので分かりますけれども、そういうふうな感触があります。そのためには新たなことをまたやっていくとか、いろいろな事業を考えながらやらなきゃならない。これは企業努力なんですけれども、そのためにも、つぶれる前にやはり必要なのは自治体の支援ですので、どうかひとつその辺十分に理解してほしいと思います。

では、調査でも結構ですので、町内の事業所に現状どういうものなのか、聞き取り調査するのも一つ方法なのかなと思います。どうかひとつよろしくお願いします。

この部分に関する質問は終わります。

次、2点目の風力発電事業の環境問題について、こちらのほうに質問を変えます。

先ほどその協議会についていろいろ説明していただきました。これまで3回、その協議会開かれておりました、それを踏まえた上での今回の区域指定ということになっております。メンバーです。ちょっと待ってください。今、資料出しますけれども、参加メンバーが、町からは町長と漁業関係の方、2名ですよね。あと能代市も男鹿市も同じその構成メンバーだと。あとは国関係、大学の学識者だと思えるんですけども、そういった方で見ましたら、総勢で19名の一応メンバーになっているようです。そういった中で3回開かれて、今回のその促進区域指定ということで、いずれについてもいわゆる何も問題ないと、問題なしということで今回の指定がまず決まっているというふうに解釈されます。町長自身、この協議会で3回参加してみて、正直なところどういふ感想ですか。あわせて、この事業に対してどういふ考えでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

協議会、私のほうは正直1回目はちょっと都合が悪くて副町長が出席しております。その後の2回、私が出席しております。

やはり洋上風力を進めるに当たって、いろいろな環境問題が発生することが想定されておるといふことで、専門家の方々からいろいろな知見をお伺いする機会を頂きました。その都度、委員の、委員といふか、協議会を構成するの方々からこういう懸念があるといふことを出して、その次にその専門家から説明を頂くという流れでございました。その中で、やはり漁業関係者、そちらのほうにはやはりかなり影響がありそうだといふことで、様々なご意見を出しておりました。その中で、今回そういう自分方が働く場所についての影響をいろいろ考えると、いろいろな支援も頂きたいといふような趣旨もありましたので、そういう部分もいろいろ構成員の中で協議をさせていただいております。

やはり国としては、ぜひこの事業を進めていきたいという決意は十分確認されておりましたし、その後の流れでやはり今の二酸化炭素排出を抑制するためにはそういう再生可能エネルギーにかじを切っていくという方向になっていくものと私は考えておりますので、それについてはやはり反対するものではないと考えておりますし、ただ、住民の方々、そういう方々からのいろいろな不安は周辺の自治会のほうからも頂きましたので、それはしっかり伝えさせていただきました。そういうのをもろもろ勘案した上で、協議のほうはまとまったと私は認識しております。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

正直、この協議会の中身、ちょっと議事録とか見させてもらっているんですけども、反対、もちろんいろいろ議論の中ではあったでしょうが、最終

的には問題なしという結論で、まずこの促進区域に指定されているという流れが読み取れます。それはそれで別に構わないんですけども、大事なのはこの後だと思うんですね。その地元の声というのが、これまではまず町長がその場で発言するしかなかったと私、認識しているんですけども、今後はやはりそういった地域の地元住民の、被害があるとすれば被害を受ける地元住民のそういった方々の声をどうやって聞いていくかというのを、この文書を読んでもどうもやはり出てこないんじゃないかなというふうに思います。必ずそういう環境問題というのはあるのは分かっている物事を進めるわけですので、それに対応するためのその姿勢というのがいまいっとうも見えないなというふうに思いました。

先ほども言ったとおり、町長からもあったとおり、今後のその事業の進め方というのはもう進んでいるものですから、別にここでとやかく指摘しても話進まないわけなんですけれども、少なくともこの協議会というのが今後どこまでこの位置づけられる、最後までこの協議会、位置づけられるものなんですか。今後の予定とかというのはあるんですか。分かりますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（金子孝）

お答えいたします。

協議会につきましては、3回協議会終わりました、要望は取りまとめられておりますけれども、今後も引き続き協議会は開催していくというふうに聞いております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

実は、去年の12月に長崎県のまず五島市沖が促進区域に指定されていて、これは日本第一号というふうに聞いております。その流れを見ていきますと、先ほども町長言ったとおり、1年以内にまずその公募ですね。去年の12月に指定されて、これを見ますと6月に公募、半年後に公募開始しています。その1か月後、7月に事業所に当てはまるゼネコン関係者とか洋上風力の専門家とか集まった中で、その第1回の官民協議会というのが東京で開かれているんですね。7月の17日です。その後今度締切になっていまして、そこで事業所が大体もう絞り込まれている流れなんだなというふうには思いました。今年の12月で締切ですので、まだ今応募期間中、物事は今進んでいる最中なので答えはまだ出ていませんけれども、いずれそういう流れがいろいろな資料を見ていくと出てきます。

もちろん、この場合もこれに沿った流れでいくのかなというふうには感じまして、今後のことですけども、その協議会の位置づけですね。今、課長から今後も必要があればあるんだよという答えですが、先ほども言ったとおり、やっている最中に何か事が起きたとき、必要あったら協議会を通して

話をするというふうになっています。その辺、協議会を通してということは、町長が手を挙げてやってくださいと言わなければならないシステムなんだというふうに理解したんですけれども、どうですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

協議会につきましては、まず関係町もありますので、市町もありますので、その中でいろいろなご意見等出てくると思います。そういうときに、随時必要であればこちらから協議会の開催を求めるとも思いますし、また、向こうの協議会のほうで事務局のほうからその都度協議会の開催について通知いただけるものというふうに思っております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

今、何でそんな質問をするかということ、協議会の意見取りまとめというのがあるんですね。その取りまとめられた中に、一番最後に今の部分が入っているんです。「必要に応じて本協議会を通して行うこと」となっています。ということは、この協議会がまだまだこの先もあるということなんでしょうけれども、逆に言うと、こういった地元の問題について、誰にじゃあ地元は、地元住民は指摘すればいいのかということ、やはり町長、自治体になるということを今言いたいわけなんです。地元が直接事業者に手を挙げて言っても、受け付けてもらえないんじゃないかなというふうに思っています。やはり地元自治体が頼りですので、その辺を十分に認識した上で、今後この協議会に入っていたきたいものだなというのが今言いたいところなんです。その辺、どうでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

今、議員からお話ありましたとおり、地元の住民の方々からいろいろなご意見、ご要望、今後もあるかと思えます。そのようなものについて、事業者が今後選定されていくことになるわけですが、選定業者のほうにも当然伝えていきたいと思えますし、また、協議会も引き続きありますので、その中で町から出たいろいろな住民の方から出たご意見、ご要望については、協議会の中でも伝えていきたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

どうかこの取りまとめの文書を見ますと、あちらこちらに「丁寧に説明す

る」という文章がいっぱい出てきます。もちろんそういう精神でやっていると、これから孫世代まで引き継ぐための財産ですので、そういう苦情にならないようなものにしてほしいし、これからのエネルギーにとってはやはり必要なものだと私も考えておりますので、どうか共存共栄でやれる方法を模索しながら、ちゃんとそういう反対住民の意見も聞きながらやっていくのが地元自治体の姿勢、やはり責務だと思います。その辺のことを十分に理解してほしいかなというふうに思いまして、4番までいったことになりましたので、4番までを終わりたいと思います。

もう1つ、5番目の今現在稼働している陸上風力の発電設備のことについて、ちょっとだけ質問させていただきます。

今、立っている場所からもちろんどこかに移動するということだと思うんですけども、その辺、どういうふうに聞いていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

今は、釜谷のところに全部で18基あります。それで、入って行って釜谷のほうに海のほうに入っていくと、左側に炊事場、右側にトイレございますけれども、あそこのところから現在はすぐ脇のほうから出て1号機、2号機とっているわけですが、今回計画されている中では、本数を減らすというようなことで計画しているようですので、もう少し集落のほうから離れたほうに若干いくような話は聞いています。あと、場所的などころについては、大体同じような並びでいくというふうに聞いております。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

今は18基あるところが9基になると。だとすれば、場所的にはまず半分になるんでしょうけれども、そうするとあの釜谷浜海水浴場から離れた部分が1本目になっていくということですか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

今現在の1本目よりはもう少し離れて、多分駐車場の外れあたり、あの辺が1本目とかなるのではないかとこのようにちょっと思っておりますけれども。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

何でそんなことを聞くかというと、あの場所は当然町の所有ではないわけ

ですよね。占有権というのはどこにあるのでしょうか。今後今立たろうとしている場所がまだ今ちょっと課長のあれでははっきりわからないんですけども、今立たっているところがどこの持ち主で、じゃ今後立たるところはどこの持ち主になるのか、教えてください。

議 長 ( 金子芳継 )  
企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )  
課長

お答えします。  
風車、今現在も立たっているところにつきましては、県の管理というふうになっているというふうに聞いております。

議 長 ( 金子芳継 )  
9 番。

9 番 ( 成田光一 )  
新しく立たるところも県の管理ということ。

議 長 ( 金子芳継 )  
企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )  
課長

場所的にはほぼ同じところの並びというふうに聞いていますので、同じような形になると思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
9 番。

9 番 ( 成田光一 )  
ちょっとまだはっきり説明されていないということ、受けていないということなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )  
課長

本数的には今の半分、9本ぐらいというようなお話は聞いていますし、説明資料の中にもそういう部分は記入されておりますけれども、その何メートルとかというところまではちょっとまだ詳しいところは聞いていないところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
9 番。

9 番 ( 成田光一 )  
分かりました。いずれ、今駐車場になっているところがそういう敷地になるのかなというふうな理解になるわけなんですけれども、そういうことですよね。

議 長 ( 金子芳継 )  
企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 今現在駐車場になっているあそこのところに立たるということではないというふうに認識しております。やはり今現在も駐車場部分の脇のほうに風車が並んでいっていますので、あの並びというふうに考えておりますけれども。

議長 長（金子芳継）  
9番。

9番（成田光一）

大体分かりました。いずれその土地の所有者は、まず今もこれからも同じ県の所有だということになれば、事業者は当然そこを借りているということになるんでしょうけれども、町に対しての固定資産とかそういうのも含めて何か説明あるものですか。町で考えることなんでしょうけれども、その辺どういうふうな関係になっていくんですか。

議長 長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

業者さんのほうからは、町のほうには土地の固定資産税というものは入っていないというふうに思っています。あ、すみません。

議長 長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 すみません。それから、先ほどの土地の関係につきましてですけれども、土地は県のほうで管理している土地であります。町で借り受けている部分でありまして、そこを事業者さんが風車の場所として使っているということでございます。

議長 長（金子芳継）  
9番。

9番（成田光一）

そうすれば、町で業者に貸しているということになるんですか。

議長 長（金子芳継）  
企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 そういうことになると思います。

議長 長（金子芳継）  
9番。

9番（成田光一）

分かりました。この件に関しては質問を終わりたいと思います。

いずれ、地元はやはり先ほどの洋上風力も一緒なんですけれども、まず今までであった部分じゃなくて、今度新たにできる施設になりますので、やはりこれも地元にとって気がかりな部分だと思います。今までよりも大きな風車



が立たるわけですので、その辺、騒音問題とか、まずどういうふうになっていくのか、これもやはり地元としては求められる部分なんだと思います。

ということで、実は地元の連合自治会で独自に今の業者とちょっと話し合いの場を持っているというふうに伺っておりますが、8月にまず第1回開かれているようです。やはり地元で心配なものですからそういう動きをしています。ちょっと聞いてみましたら、「最終的にはやはり町からもはまってもらわなきゃならないというときが来るかもしれませんよね」というふうな言い方をしていました。それ、聞いていますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

連合自治会のほうから、現在事業をしています業者さんのほうに説明会等をお願いしたいというようなことで、開催されていることは把握しております。私もそれには参加させていただいております。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

最後になりますけれども、やはり地元でそういうふうに今後財産として後世に残していくものですから、やはり慎重になります。どうかその辺、先ほどと一緒なんですけど、地元の自治体としてどうかひとつその間に入ってもらって、業者との中持ちをうまくやってもらいながら、地元にとって何が得になるのか、やはり考えてもらわないといけないのかなと思います。黙っていれば業者はどんどん事業を進めるわけですので、結果的に地元には何も残らないというふうになっては困りますので、これから新しくできる設備に関しては、ぜひそういう姿勢で臨んでほしいという要望をしまして、私の質問を終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の一般質問を終わります。

議場内換気のため、11時30分まで休憩します。

午前11時21分 休憩

-----  
午前11時29分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、13番、堺谷直樹議員の発言を許します。13番、堺谷直樹議員。

13番（堺谷直樹）

それでは、さきに通告した2件について伺います。

1件目、町営の足湯を設置すべき。

8月初旬、観光協会で整備した「カップの足湯」について、SNS上で若者が盛り上がっているとの話を耳にし、実際にそのSNSを見ました。確かにその外観の賛否について、いろいろ議論されていました。8月下旬には、同様の内容で某新聞に取り上げられました。

この足湯は観光協会で設置した足湯でありますから、これの賛否について語るつもりはありませんけれども、一つ言えることは、これだけ話題になるのだから、足湯は森岳温泉郷、ひいては町おこしの非常に有効な手段となるのではないかということです。

平成28年6月議会の一般質問において、「カップの足湯」とは別にふるさと文化館周辺に足湯を設置し、森岳温泉郷のアピールをすべきと提案したが、費用がうんぬん、維持費がかんぬんといった答弁で、実現には至っていません。個人的に費用や維持費を問題にするのであれば、何をやるにしても地域の活性化は永久的になされないと考えます。

平成30年11月には森岳温泉活性化協議会から、現足湯はそのまま残しつつ、新たな足湯を建設すべきとの提言もありました。

集客に即効性が高く、宣伝効果が見込める町営の足湯をふるさと文化館周辺に設置し、森岳温泉郷、ひいては町の活性化を図るべきと再度提案いたしますが、町長の見解をお伺いします。

2件目、避難行動支援に対する取組。

本年7月に九州地方で発生した集中豪雨により、多くの方が被害に遭われました。また、秋田県内においても、記録的大雨により各所で避難指示や避難勧告が出されました。我が町においても、自然災害や火災など、いつ誰が被害に遭ってもおかしくありません。

平成25年6月に災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成などが区市町村に義務づけられました。そこで伺います。

避難行動要支援者の要件は何か。

名簿への記載項目は何か。

名簿の管理責任者は誰か。

当町の要支援者数は何人か。

名簿の更新頻度はどうなっているか。

要支援者を保護する際の手順は。

要支援者を保護した後の対応は。

この避難行動要支援者名簿の作成などについては、昨年12月定例会において先輩議員も質問しておりましたが、町民の生命に関わることで、もう少し詳しく伺いたいと思います。

以上、壇上から質問を終わります。

議長（金子芳継）

13番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、13番、堺谷直樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町営の足湯の設置についてでございますが、森岳温泉郷は当町の貴重な観光資源であり、町内外からの誘客を図るためには欠かすことのできないものと認識しております。

議員ご指摘の新たな足湯の設置につきましては、平成30年11月に町へ提出された三種町森岳温泉活性化協議会の提言書にも含まれているほか、町民有志の方々からもご提言を頂いているところです。町では、森岳温泉の活性化施策について提言書の内容を検討し、早期に対応可能な森岳温泉街への新規出店を促す助成制度の新設や街路灯の整備などを令和2年度で実施しておりますが、提言書の内容には民間で主体的に取り組んでいただくものも多く含まれていることや、足湯の新設を含むハード事業等については、その実効性を高めるため、森岳温泉街で実際に事業を営む方や自治会の方々と意見交換を行い、精査した上で基本計画を作りたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から意見交換の実現に至っておりません。しかしながら、足湯の新設につきましては、新設設置場所や給排湯などの課題があるものの、早期の実現に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、避難行動支援に対する取組についてお答えいたします。

町では、災害時要援護者避難支援プランを作成し、災害時の避難に支援を要する方が迅速な避難行動が取れるよう、避難支援体制の整備を図っているところでございます。

ご質問1点目の避難行動要支援者の要件につきましては、要介護認定者、障害者、高齢者、妊産婦及び乳幼児、難病患者などの方が対象となっております。

2点目の名簿への記載項目につきましては、住所氏名、世帯、住まいの状況、緊急時の連絡先、避難のとき支援して下さる方、避難所生活に当たり配慮を要する事項、既往歴、医薬品名、かかりつけ医療機関名、福祉サービスの利用状況となっております。

3点目の名簿の管理責任者につきましては、福祉課で名簿を管理しております。

4点目の要支援者数につきましては、現在540名の方が名簿に登録されております。

5点目の更新頻度につきましては、民生児童委員の事務量の関係もあり、2年に一度更新しております。今年度が更新年度となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により更新手続が遅れており、今後速やかに更新事務を進めてまいりたいと考えております。

6点目の保護する際の手順につきましては、要支援者ごとに情報伝達のルート、問い合わせ先、希望する避難所、避難手順などを登録名簿に記載

し、避難を支援してくださる方に伝達しております。

7点目の保護した後の対応につきましては、避難所の基本的な設備などの環境整備を行うことはもとより、要支援者の特別な要望を把握するため、福祉関係者で相談窓口を設け、要支援者のニーズに対応することとしております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁を終わります。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番（堺谷直樹）

そうすれば、1件目ですけれども、今、コロナで非常に大変だということで、これが落ち着けば速やかに取りかかるということによろしいですね。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、落ち着けば速やかに鋭意対応してまいりたいと考えております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

分かりました。ぜひ速やかに行っていただきたいと思います。

現足湯の話をしきさせていただけますけれども、あの今あるカップの足湯の源泉、あれはどこからですか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

隣にある森山館のお湯の方から直接引き入れております。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

温泉条例の25条3号に抵触していませんか。

議長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 お答えいたします。

25条の3につきましては、過料ということで他人に販売分与というふうになっておりますけれども、町としては金銭のやり取りはございませんし、森山館の施設からお湯を配湯して、森山館の下水道にそのまま流してござい

すので、森山館の施設の一部として考えております。

以上です。

議長 長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

森山館の施設なんですか、あれ。観光協会で行っているのではなくて、森山館の足湯なんですか。

議長 長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 あ施設の的には確かに観光協会のほうで維持していますけれども、先ほど言いましたとおり、森山のほうからお湯を引き、森山の下水道に排湯しておりますので、そういう観点から施設の一部というふうに表現させていただきました。

議長 長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

要は分与に当たるから、25条3号、分与という部分に抵触するので、森山館のお湯だということにしているということですか。

議長 長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 当時、足湯を造ったときに、森山館の社長さんが観光協会の役員を務めていたと認識しておりまして、そのときに足湯を建設しております。その際に森山館さんのほうからそういう、何と言いますか、方法を取るというのを多分出されたと思いますので、分与というか、そういうふうに当たらないというふうに判断しております。

議長 長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

いや、観光協会で整備したところに分与しているんじゃないですか。いや、あのね、課長。これは詐欺だとか横領の類いと違うので、間違っていることをやっているのであればただしてもらいたいというだけの話なんですよ。今、送湯管の工事もやるでしょう。分湯場から。（「はい」の声あり）あそこから正規のルートでちゃんと足湯に引っ張ったらどうですか。

議長 長（金子芳継）

上下水道課長。

上下水道（近藤光明）

課長 議員おっしゃるとおり、今、温泉の配湯管の工事を実施しておりますので、もし可能であればそのような手続も取りたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

いや、可能じゃなくてもやらないといけないと思いますよ。抵触しているんだから。ね。じゃ、それをやるということでもいいですね。

議 長 ( 金子芳継 )

上下水道課長。

上下水道 ( 近藤光明 )

課長 はい、分かりました。そのようにいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

それでは、2件目、要支援者行動についてですけれども、実際あれですか。要件から漏れたけれども支援が必要だという人はいるのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

児童民生委員が各家を訪問いたしまして登録申請書を書いておられますので、漏れている方はおらないと。ただ、個人情報保護法の関係で手挙げ方式、自分で情報を消防署だとか、警察だとか、民生委員だとか、社会福祉協議会の方と共有してもいいという同意される方が記載されておりますので、それを拒否された方がおれば、名簿から漏れている可能性はあると考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

名簿から漏れるという言葉は何かおかしいと思うんですけれども、あれはあくまでも作成した名簿を個人保護の条例があるのであれば、それを提出していかどうかの同意を得ることなんだろう。例えば、支援を必要としているけれども、私の個人情報はちょっとほかに見せたくないという人もいるわけですね、そうすればね、中には。そういう人たちはもう名簿から排除しているということなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

ちょっと言い方があれだったんですけれども、個人情報保護の観点から、公表してもいいという同意を得ながら作成しておりますけれども、全ての方が多分同意されていると考えておりますので、名簿から漏れているとか、拒

否されているという方はおらないというふうに私は考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

分かりました。そうすれば、同意を得られなかった人の支援はどういうふうに行うつもりなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

名簿には登録されていないかもしれませんが、民生児童委員はその自宅の家庭状況を把握しておりますので、支援者名簿に確かに提出されていない方がおるかもしれませんが、現場は民生児童委員、近隣の方々が十分把握しておりますので、避難に支障はないものと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

分かりました。そうすれば、この記載項目というのは、国から何か指定されているものなんですか。今、いろいろ、るる既往症だ何だという話ありましたけれども、これは国から何か指定されているものなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

国からは一定の基本的なものが、新ガイドラインが示されておりますので、ほぼその国のガイドラインどおりで作成しております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

分かりました。そうすれば、支援者も書いてあるという話でしたけれども、この支援者に連絡がつかなかった場合はどういう手順を踏んで支援するようになりますか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

支援者は3名ほど、近隣の人、親戚の方等の名簿等に記載されております。その3名ともに連絡が取れない、第一番に支援できないという場合ににつきましては民生委員さん、あと消防団員等の方に連絡を取りまして避難を支援するという形になっております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

まさしくそこだと思っんですよね。在宅者で支援を要する人、今540名のうち何人いるか分かりませんが、こういう人たち、在宅の人たちを支援できるのは、やはり近隣住民であり、消防団だと思っんです。こういう人たちにも情報を開示しているわけですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

名簿開示は自治会、消防署、それから警察署、民生委員等には開示しておりますが、消防団のほうには開示してはございません。その都度、緊急事態のような要請があれば、その名簿は民生委員も全てファイルで持っておりますので、すぐに消防団のほうに連絡をしていただきまして対応していただくという形になろうかと思っんです。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

全て民生委員であればすごい大変な感じがしますが、大丈夫ですか。民生委員一人で。どういう、その地域の民生委員の方が消防団に直接連絡して、あそこの支援を要する人を手助けしてやってくださいというふうにお願いするシステムなんですか。どういう手順なんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えします。

名簿の大本の管理は福祉課、それから社会福祉協議会、コミュニティ・ソーシャルワーカー等が管理しておりますので、民生委員が全ての家庭に目を配るとするのは災害時は無理だかと思っんですので、その時点におきましては、役場の災害対策本部なり、福祉部門の関係者、社会福祉協議会の職員を含めまして、あと消防署の職員も含めまして対応するという段取りになっていると思っんです。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

そうすれば、最終的な安否確認というのは誰が行うんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

災害対策本部に設置された福祉部門の関係者、いわゆる福祉課、社会福祉



協議会、消防署、この3者だと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

有事があった際に、速やかに対処するために地区ごとに何か安否確認を行うようなシステムづくりが必要になってくるんじゃないかと私考えているんですけども、そういうのは全然考えていませんか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

自治会の中には自主防災組織という組織もございますが、全ての自治会の中に自主防災組織があるわけでもございませんので、その点についてはなかなか今後難しい課題だなと。それと、もう一つ言えば、避難しなければならないほどの災害が起きた場合、避難支援者が果たして本当に動けるものかどうかというの、我々としては不安なところでもあるわけですが、それにつきまして今後、もっと名簿作成時に民生委員とか関係部門で話し合いました、具体的なものにしていきたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

支援に手間を要するという話ありましたけれども、名簿の更新が2年に1回ですよ。高齢者だとか、支援を要する人、例えば1人で今までは支援できていたものが、翌年には2人必要になったとか、1人で支援できると思って行ったら、いやいや、とてもじゃないと。2人いないと無理だとか、そういうことで手間取っていたのでは、これ非常に問題あるんじゃないかというふうに私考えるんですけども、これはあくまで2年ごとなんですか。私、何か都度、都度にこう更新していったほうがいいような感じもするんですけども。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

本来であれば、随時更新というのが望ましいとは考えておりますけれども、なかなか民生委員さんのほうもそう、社会福祉協議会のほうも、通常業務ですとかありますので、通常、家庭の事情で施設に入所されて在宅でなくなった方とか、あるいは亡くなられた方等もございますので、最低限2年に1回は見直そうということで民生委員さんにはお願いしているところです。

これ、また余計な話ですが、除排雪の申請等も重なることがございまして、なかなか随時というのは難しい面があるのではないかというふうに考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

除排雪のそれと連携させたらどうなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

除排雪事業につきましては、毎年申請してもらっておりますので、今年度見直しでこれからやりますけれども、同じく今年度は除排雪と連携して実施してまいります。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

ちなみに、540名の中で在宅で支援を必要としている人、何人いるんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えします。

540名全員在宅です。施設に入っている方はおりません。全て在宅の方のみ申請です。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

施設は除外されるわけですね。分かりました。

それとあと、最後に、ではちょっとお伺いしますけれども、先輩議員も質問していましたがけれども、訓練必要だという話で、実施する方向でというお話でありましたがけれども、実際そういう話し合いされたのか、それとも訓練実施されたのか、その辺ちょっとお知らせください。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

災害時要援護者避難支援プランに基づく避難訓練ということは、現在のところ実施されておられません。また、社会福祉協議会とコミュニティ・ソーシャルワーカーと共に一度モデル集落で実施という計画はございましたけれども、本来、やはり実施するとなると避難支援プランに基づきながらやるということがちょっと現実実施できていないところでございますので、今後、なるべく早い時期にモデル集落等で実施を検討したいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

そうすれば、12月議会で答弁された社会福祉協議会とか、地域の自治会など、そういう方々との協議をして、できれば訓練を実施する方向で話し合いたいというこの言葉にうそはないということですね。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

そのとおりです。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

分かりました。

そうすれば、最後にすみません。ちょっと温泉のほうに戻りますけれども、課長、商工観光の課長になるのかな。あのね、アブがすごくて、足湯どころじゃないという情報が寄せられているんですよ。外観きれいになっていいんだけど、とてもじゃないけれどもアブが大変で、あんな足湯入る人誰もいないという情報が寄せられています。その辺ちょっと観光協会と打ち合わせして、対処できるものであれば対処してもらいたいと思いますけれども。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 工藤一嗣 )

交流課長 お答えいたします。

この後、観光協会のほうと現場を確認しながら、どのような対策ができるのか検討して、早急に対応できるものであれば早急に対応してまいりたいと考えております。(「終わります」の声あり)

議 長 ( 金子芳継 )

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

午前11時55分 休 憩

-----  
午後 1時00分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後からの一般質問の前に、当局から発言の訂正を求められております。これを許します。上下水道課長。

**上下水道（近藤光明）**

**課長** 先ほどの答弁につきまして、訂正をお願いいたします。

三種町温泉条例第25条第3号は、過料に関する規定でございます。この規定は、他人に販売分与したときとされておりますので、当該温泉の使用料は森山館で負担しており、この過料に関する規定は該当しないものと考えております。

足湯の開設当時、観光協会の会長が森山館の社長であったことから、森岳温泉郷の発展のため善意で温泉を供給し、管理を観光協会で行い、現在に至っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在供給体制につきましては改めるべき点もあることから、観光協会を含め関係者と協議してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

**議長（金子芳継）**

13番、堺谷議員、これに対して再質問ありますか。（「ありません」の声あり）はい。

それでは、一般質問を続行いたします。

10番、大澤和雄議員の発言を許します。10番、大澤和雄議員。

**10番（大澤和雄）**

私からは、さきに通告しております2点について質問をさせていただきます。

まず、初めに、新型コロナウイルスへの対応についてであります。

8月上旬から中旬にかけて、能代保健所管内で感染者が確認され、三種町の町民の間でも今まで以上に感染予防への意識が高まっております。と同時に、新型コロナウイルスのPCR検査や医療体制などはどうなっているのか分からないなどの不安や心配の声が広まっております。

新聞報道では、県内で最大235の入院病床を確保し、軽症・無症状者の宿泊療養施設は秋田市に確保しているということでもありますけれども、235の入院病床の中には、山本厚生医療センターやジェイコー秋田病院、能代山本医師会病院も入っているのかどうか。また、発熱や激しい倦怠感などがある場合、最初に「秋田帰国者・接触者相談センター」に連絡、相談することなど、町民に周知されていないように見受けられ、それが不安を感じている要因ともなっているように思われます。

相談窓口や検査体制、医療体制など、町民に提供できる情報を整理して、伝えるべき情報は的確に提供し、住民の不安の払拭に努めるべきと考えます。これらの対応について伺いたいと思います。

また、能代保健所管内で感染者が確認され、小中学校での児童生徒のスポーツ活動の自粛や活動の休止などで、児童生徒は悔しい思いをされているようでもありますけれども、感染防止のための対策は予断を許さない状況と思われまます。そうした中、新聞報道では中学校の学校祭、これが8月30日に実施されるということでもあります。また、小中学校の修学旅行は行き先や日程を調整中と報道されておりますけれども、今後の学校や修学旅行の感染予

防対策はどのように考えておられるのか、対応を伺いたいと思います。

次に、種苗法改正についてであります。

政府は、種苗法改正案を国会に提出しましたが、改正案を疑問視する声や反対の声が強まり、改正案は次期国会へと先送りとなりました。

種苗法とは、種や苗の新品種が市場で流通する際に、その品種を開発（育成）した育成者の知的所有権を守ることを目的としたものであります。新品種を育成した育成者（種苗事業体あるいは個人）が農水省に登録申請を出して承認されると、25年（果樹などは30年）の間、育成権者が認められ、その登録品種を独占的に販売することができるようになるというものであります。

今回の改正案は、これまで農家に認められた登録品種の種苗の自家増殖が許諾制に変えるというものであります。自家増殖とは、農家が栽培したものの中から成果物の一部を出荷せずに次の耕作に用いるために種苗として確保することです。今まで買ってきた登録品種の種苗を許可なくほかに売るとは許されておりませんが、次の耕作のために自家増殖することは原則として許されてきたものであります。これを改正案のように一律許諾制にすると、いちいち育成者の許諾を求めなければ農家は登録品種の自家増殖ができなくなります。許諾が得られない場合は、新たな種苗を買い直さなければなりません。

自家増殖は地域に合った種子を得るためにも不可欠なものであり、農家の自家増殖とは新たな品種の育種行為でもあります。また、民間の企業の種苗は特定の農薬や化学肥料の使用がライセンス契約で指定され、使用が義務化されるなど、農家が自由に栽培方法を定めることができなくなることも生じます。

今、多様な地域で育てられた種苗を確保することや、世界各地で在来種保全の重要性が叫ばれていることから、種苗法を改正するのではなく、現在の種苗法により地域の環境を守り生態系を守ることが求められているものと考えております。

政府は今回の改正の理由について、日本の優良な品種の海外流出を防ぐためであると言われております。日本のブドウ、シャインマスカットやイチゴが中国や韓国で勝手に使われて日本の農業は大きな損害を受けたので、それを防ぐために自家増殖を許諾制にするというものであります。しかし、事実を検証してみると、例えばイチゴは日本の品種を親として韓国で育種された品種であり、国際条約上も認められた行為であるということでもあります。また、2006年、国立農研機構で育成されたシャインマスカットについては、種苗などの国外持ち出しを物理的に防止することは困難である以上、海外において品種登録を行うことが唯一の対策であると言われております。果樹の登録は6年以内となっておりますが、シャインマスカットは6年以内に中国で品種登録を行わなかったため、被害が出たということでもあります。

今回の改正では、海外流出など育成者の意図とは異なる地域で使われるこ

とを防ぐために、使用目的が種苗の表示に追加され、国内や都道府県内など使用できる地域を限定する条項も含まれていると言われております。しかしながら、海外流出を防ぐために国内農家の自家増殖を禁止する必然はないものと考えます。地域に合った種子を得るためにも、自家採種という行為は不可欠なものであります。自家増殖は単にコピーを作っているわけではなく、多くの農家が自家増殖をすることで新しい品種も生まれ、長い歴史の中で種苗は発展を遂げてきました。農家の自家増殖は新たな品種の育種行為であったと言えるものであります。

また、地域で育てられた種子は、その地域の土と気候を記憶し、環境に負荷をかけずに生育できるようになります。多様な地域の種苗を確保することで、気候変動の中でもより安定した生産を上げることが期待できるものであります。在来種保全は世界の流れでもあります。新たなウイルスや気象変動の脅威を避けるため、社会の生産方法は生態系を破壊しない、生態系を守る技術に基づくものへとシフトしていくことによって地域農業を守り、食料自給率に寄与するものとするものであります。

これらのことについて、町長の見解を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 （ 金子芳継 ）

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、10番、大澤和雄議員のご質問にお答えいたします。

私からは、新型コロナウイルスへの対応と種苗法改正についてのご質問にお答えし、学校や修学旅行の新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスへの対応につきましては、7月28日に開催された県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、秋田県における新型コロナウイルス感染者受入れに係る病床確保計画が示されたところでございます。計画によりますと、感染者がピークに至るまでの間を5つのフェーズで区切り、最大ピーク時のフェーズ4での重症病床数を235床確保するとなっており、地域別では、県北地区に57床を確保する計画のようでございます。しかし、医療機関名や医療機関ごとの病床数は非公表となっており、町としては情報を持ち合わせていないというのが実情でございます。

また、相談・受診体制につきましては、町民の皆様には広報やホームページでお知らせしているように、発熱や息苦しさ、強いだるさなどがある場合は、秋田帰国者・接触者相談センターへ電話相談していただき、その指示のもと、帰国者・接触者外来を受診していただくことになっております。

今後、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、現在の体制では対応が遅れる可能性があり、相談・受診体制の見直しが検討さ

れるようでございますので、体制が示され次第、町民の皆様には広報やホームページでお知らせしてまいりたいと考えております。

続きまして、種苗法改正についてお答えいたします。

今回の種苗法の改正は、日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、輸出・産地化されるという事例が報告されていることから、新しい品種を開発し、それを登録した新品種を知的財産として保護するために必要な法改正であると、農林水産省では説明しております。

町といたしましては、現在町内で生産されている農産物のほとんどが種苗法改正後も自家増殖が認められている在来種を含めた、いわゆる一般品種に属していると認識しております。

また、一方で、長い年月と費用、研究者の努力が積み重なった新種につきましては、一定の対価を支払うことが次の品種改良へとつながり、最終的に消費者のニーズに対応した作物の開発につながっていくことから、新品種の一定の保護基準も必要と考えております。

ご質問の件に関しましては、食と農の将来に関わる重要な法改正であり、何よりも重要なことは、農家の基本的権利が損なわれないような法改正とすべきと考えます。今後、国会における審議動向を注視するとともに、県及び農業団体等からの情報収集に努め、その上で農家が安定的な農産物の生産に取り組めるよう、情報発信及び体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

それでは、私から、今後の学校や修学旅行の感染予防対策についてお答えいたします。

現在、学校では、家庭において登校前に検温し、発熱が疑わしいときは学校に連絡して登校を控えるように指導しております。また、マスクの着用、うがい・手洗いの励行、水飲み場と玄関、廊下、教室に消毒用アルコールを設置して感染防止に努めております。

今後の学校での感染症予防対策として、手洗いやせきエチケット、換気といった基本的な感染症予防対策に加え、感染拡大リスクの高い3密を徹底的に避けるために、身体的距離の確保といった学校の新しい生活様式に移行することが不可欠であると考えております。

修学旅行については、当初、小学校は北海道函館市を予定しておりましたが、感染拡大が見られたことから、岩手県内に変更しております。しかし、その後、岩手県内でも感染拡大が見られたことから、感染拡大地域を避け、県内の仙北市方面に旅行先を変更して、全小学校で今月実施しております。中学校につきましては、5月に東京方面を予定しておりましたが、緊急事態宣言が出されたこともあり、旅行先を東北エリアに変更し、10月に実施す

ることとしておりましたが、琴丘中学校が中止を決定しております。山本、八竜中学校は現在、対応を検討しているところでございます。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

まず、先に新型コロナウイルス、「マイクを使ってください」の声あり）新型コロナウイルスへの対応についてでありますけれども、一つは、この9月2日の北羽新報で、PCR検査仮設診療所が31日、能代市落合に能代市が設置したとあるんですけれども、これは例えば三種町の方でも秋田帰国者・接触者センターに連絡して、必要があればここで受けられるというものなのか、能代市が設置したから能代市民だけのものなのか、ちょっとその辺が報道だけではちょっと分からないんですけれども、それはどういうことなのか、ちょっと教えられる範囲で教えていただきたいんですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 そうすれば、私のほうから、能代市で設置しました仮設診療所について、知り得る範囲でお答えしたいと思います。

8月31日に新聞報道にもありますとおり、能代市にて仮設診療所が設置されております。能代市山本郡医師会の協力により週1日の開設で、感染が疑われる患者の唾液を採取しPCR検査をするというふうになっております。検体採取はドライブスルー方式で、検査結果は翌日になるということでございます。なお、検査に関しましては、能代保健所管内、いわゆる能代市山本郡の医療機関で感染が疑われる方について、紹介をさせていただいて、そちらの医療機関のほうから紹介を受けて仮設診療所で検査を受けるということになってございます。なので、直接一般住民がその仮設診療所に行って検査を受けるということではできませんので、ご理解をお願いします。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

それで、町でももちろんいろいろな広報とかでいろいろな情報は提供しておられるようなんですけれども、この北羽新報のこれを見ますと、この仮設診療所は地域の中核医療機関などに設置されている帰国者・接触者外来センターの負担軽減が狙いであるというふうに書いているんですよ。そうすると、このそういう接触者外来のそうした医療機関がこの能代山本地域でもあるということなのかどうか、その辺がよく分からないというか。本来、まず基本的に今課長がおっしゃたように、秋田帰国者・接触者相談センターにま



ず連絡して、すぐに直接このかかりつけ医に受診することは避けてくださいと。それはそのとおりだと思うんですけども、ただ、このかかりつけ医がPCR検査が必要と判断して検査要求した患者以外は仮設診療所で検査を受けられない。この辺のこのくだりがどういうことなのか、一般の町民は読んでもよく分からないというか。

つまり、本来まず基本的に県のこの帰国者・接触者センターにまず相談した場合に、そこからそれぞれの地域での検査できるところにお願いするというふうに、そういうシステムにもなっているのかというふうにも受け取られるんですけども、その辺のところはどうなっているのか、ちょっと分からないんですけども、教えていただけますか。

議 長 ( 金子芳継 )  
健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 改めて現在の体制でございますが、発熱や、それこそ倦怠感など訴える方は、一旦まず秋田帰国者・接触者相談センターに電話して相談していただき、そちらのほうから検査機関への受診というふうになります。それで、能代山本保健所管内では、能代保健所管内では、いわゆる2次医療機関ごとに1か所設置ということになっておりますので、検査機関は1か所というふうになってございます。この能代市で設置しました仮設診療所については、その今現在ある検査機関が集中すること、今後感染拡大によって検査が集中することを防止するために、まず検査、仮設診療所を設置するというようになっており、いわゆる能代山本管内のかかりつけ医が、感染が疑われるような患者がいた場合、そちらの仮設診療所を紹介して、そちらを受診するという流れになります。

議 長 ( 金子芳継 )  
10番。

10番 ( 大澤和雄 )

いずれそうすると、広報にも掲げられておりますこの帰国者・接触者相談センターにまず最初相談すると、そこの指示を受けて、疑いがあればその指示を受けてそれなりのところで検査を行うという形になるということによろしいんですね。その辺ちょっと、そういうことだと思うんですけども、それによろしいのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 今のところ、まず帰国者・接触者相談センターに電話していただいた場合は、その能代管内にある検査機関に紹介を受けて検査することになりますし、地元のかかりつけ医で感染が疑われる場合は、仮設診療所、週1日の開設なので、まずその1日が開いていればそちらのほうへ紹介することになりますが、感染が疑われる場合で仮設診療所が開設していない場合は、秋田帰

国者・接触者相談センターから検査機関を受診するというふうな流れになると思います。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

そこでちょっともう一つだけ確認したいんですが、要するに例えばかかりつけ医に行った場合、それはご本人が例えばそういう感染が疑いがあるとかないとかではなくて、例えば風邪なのか、ちょっと熱があるとか、そういうときにこのかかりつけ医に行った場合に、それはもしかしたらということでもかかりつけ医がPCR検査等を受けられたほうがいいんじゃないですかとそういうふうなことがあった場合に、このかかりつけ医のほうからそういう連絡をしてもらって受診できる、検査できるということになるということなんでしょうか。その辺がちょっとこんがらがって分からないんですけども、そういうことでよろしいんですか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えします。

かかりつけ医がその検査が必要と判断して、仮設診療所なり受診する運びとなります。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ、この能代保健所管内で感染者が出たということで、町民の方も実際何かそういうことになったらどうなるんだろうとか、全て秋田市のほうに行かなきゃ、入院しなければならないのかとか、いろいろなちょっと心配していたものですからね。そういうそれなりの体制が整っているのであればいいんですけども、その辺の体制もプライバシーの保護というか、そういう観点からもなかなか分からないというか、当局ももちろんどこまで公表しているのか、その辺は非常に難しいところもあると思いますけれども、いずれ情報として出せるものはきちんと出してほしいし、出せないものはそれについては出せないの、きちんとまず帰国者・接触者センターのほうに相談してほしいということをさらにきちんと周知していただければなというふうに思っております。

秋田県は51人ですか、あれなんですけれども、仙北のほうですか。介護施設のほうからも感染者が出たということで、この三種町内のそういう介護施設の職員の方々も非常に心配しておられると思うんですよね。本来であれば、国が前々から指摘はされているんですけども、なかなかその状況が進まないというか、いわゆるいつでもどこでも誰でもこのPCR検査が受けら

れる体制、そういうことは国も言っていながらなかなか進まない状況になって、今後そういうこの検査体制というのは、まずは医療機関、介護施設の職員等、そういう検査がすぐに受けられる体制にあるのかどうか。そういうことが県も含めてきちんと対応できるようになっていくものなのかどうか、その辺もみんな心配していると思うんですけれども、その辺の対応はどうなっていくのか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

現在、希望してPCR検査を受けられるという状況にはないというのが実情でございます。ただ、今後、国・県のほうで検査体制をしっかりとしていくものというふうに私のほうでは考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ、今、経済対策と両立という形で進めていくというのが国の方針なんですけれども、基本的にはまずはコロナウイルスを抑えないと、この経済の、なかなか経済との両立というのも非常に難しいということで、基本的にはいつでも誰でも受けられるそういう体制を作られるよう、県のほうにも改めて要望していただきたいというふうに思っております。

いずれこの医療機関も非常に感染、コロナウイルスに対しては非常に神経を使っているようで、私もお盆前に半日ドック受診に申込みに行ったんですけれども、その際に2週間以内に県外へ旅行された方または県外へ行った方と接触された方は、症状の有無にかかわらず来院されても実施できないと。非常にこのことに対しても医療機関も慎重な対応をしているんですけれども、町長はじめ職員等も大変な状況だとは思ってますけれども、例えば町長あるいは職員、この県外、あるいは町長なんかは陳情とかも今までは東京とか結構あったように思うんですけれども、そういった対応はどういうふうにされているのか、ちょっと心配だなと思っているんですけれども、その辺ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

私自身は正直言って1月以降、東京のほうに陳情、要望活動には行っておりません。プライベートも含めて上京したということはありません。今後なんですけれども、今、国のほうでいろいろな判断ありますし、東京都のほうもこれからだんだん夜間営業の自粛を撤廃するとか、そういう緩和のほうの

動きになっております。今後、いろいろな要望活動まだまだありますけれども、その際は行く先の東京都内の感染状況を見極めたり、あとは国のほうの態勢をしっかりと確認した上で対応してまいりたいと思っております。

現状、東京方面の会議等は11月ぐらいから予定はしておりますが、今後やはり感染拡大が見られる場合は、当然キャンセル、自粛という形になるのかと思っております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

職員の方々も県外に出ないというわけにはいかない。そういう場合の対応なんかもやはり何らかの対応というものを考えておられるのか、その辺ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長

現在、職員及び家族が県外へ訪問なり、県外から来訪した場合、所属長へ報告し、そちらのほうからまた対策本部のほうへ報告することになってございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ私も解除、一時緊急事態宣言解除になった後なんですけれども、たまたま耕作している方の家族が亡くなって、それがまたその遺族が岩手県ということで、結局どうしてもそういうことで県外の方と接触しないということが全然ないかというところも、避けられない場合もやはりあるので、そういうところはやはり慎重な、相手方も非常に遠慮しがちなんですけれども、どうしてもそういうことがないわけではないので、お互いに気をつけていかなければならないなと非常に思っているところであります。

また、教育長からは、部活動や学校でのこの対応、あるいは修学旅行、琴丘の修学旅行中止ということで、児童生徒は本当につらい思いをして、本当に卒業の大事な節目のこの待ちに待っていた修学旅行等も県外から県内、あるいは中止ということで、本当にかわいそうだとか、本当に致し方ないなという思いなんですけれども、いずれ今後ともきちんと、教育長がおっしゃったようにきちんとした、本当にごく基本的なことなんですけれども、マスクや手洗い、あるいはせきエチケット、3密を避ける。学校の在り方もやはり3密を避けるための準備をするということで、教室等は児童生徒も少なくなっていくという対応は十分できると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

学校での3密対策といたしましては、今、学校のほうで、これから行われる学校行事、この辺について学校で様々な対応をしております。中には学習発表会等を中止、それから親子レクリエーション等も中止するという学校もあります。あと、学校のほうで対策として学習発表会を学年ごとに入替えて実施するという学校もございます。あと、ふだんですと給食等はグループで給食をとるんですけども、それも授業方式で同じ方向を見て給食をとるというふうな形で、3密を避けながらそういう予防対策をしているところでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ教育委員会のほうも、教職員の方々も大変でしょうけれども、児童生徒のこの頑張りを本当に応援するような形でいろいろな対策を取りながら、子供たちのために頑張っていたいただければと思います。

これについてはこれで終わります。

次に、この種苗法、町長が壇上で答弁したとおりにいえばとおりでありますが、確かに農家が苦勞して作ったこの品種、それが例えば海外でどんどん我が物のように作ってやられるというのは、本当にそういう農家にしては何十年という努力が無駄になるということ、それを防ぎたいという思いだとは思いますが、私もそれはきちんとやはり海外に、韓国や中国に届けないから仕方がないんだとそういうことで済まされる問題ではないと思いますので、そうしたことがきちんと対応できるような方法は必要ではあるとは思っております。ただ、同時に町長がおっしゃったように、地域農業、この農業、農家の在り方というものでは、やはりきちんとそうした農家の支援に立った法となるようなそういう法整備というものが必要であろうと私も思っております。

これは特に種子法が廃止を受けたのと同時に、この農業競争力強化支援法によって公的機関が有するものをできるだけ民間企業に誘導させるとか、そういうこともうたわれておまして、非常に全てそういう方向に向かうというのは決して農家にとっていい面もあるんでしょうけれども、なかなかやはり公的機関のそういう働きというのはきちんと守ってほしいし、全て民間になりますと、現在米は確かに毎年100%種子購入なんですけれども、一部民間企業の登録品種であると、固定費の約8倍という非常に高い値段で種子を購入しなければならないと。しかも、作ったものは年々買いたたかれて採算が取れないという状況も中にはありますので、ぜひともやはりこの固定種

のいわゆる農家のこの種採りというものも十分に尊重した方向に、法整備というものも十分に検討していただきたいなということでもあります。

特に、新型コロナウイルスの蔓延で食料の輸出が規制されてきているんですよね。しかも、そうした中で現在この野菜の種子の9割が海外の圃場ででき、交配されて輸入されていることであって、いわゆる種子の自給率向上も求められている時期でありますので、ぜひともそうした観点に立って、この三種町では在来種ということで影響はないということのようなんですけれども、新品種開発というのもそれぞれの農家が長年培われた中で新しい品種が生まれてきたということもありますので、ぜひともそうした観点に立った法というものを農家に立った立場の法にさせていただけるよう、そういう関係機関にお願いしていただければなど。いずれ慎重な対応というものが必要なのではないかなと思っておりますので、そうしたことも十分頭の中に入れていただきたいなとそういうふうに思っております。

これについてはこれで終わります。

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、12番、工藤秀明議員の発言を許します。12番、工藤議員。

12番（工藤秀明）

私からは、さきに通告しています2点について質問いたします。

1点目は、住宅前の道路側溝について。

旧琴丘公民館前の町道で、一部の住宅前には道路と同じ高さに側溝がなく、付近の町民はここで事故が起きるのではと心配している。幅の広いところで3メートル80センチぐらいで、深さは1メートル50センチぐらい、それに傾斜があり、土砂が崩れて舗装が割れた状態になっている。

また、同じ案件が泉沢中学校線の町道にも道路と同じ高さに側溝がなく、幅の広いところで約2メートル60センチぐらい、深さは1メートルぐらいで、また、ヨシが10メートルぐらい生えて用水路と道路の区別がつかない状態になっている。小中学校の通学路であり、大変危険な場所である。町では早急な対応をするべきと思うが。

2点目について、人里への熊の出没について。

県内での推定生息は4,400頭いると言われ、東北6県では最も多い数である。全国ではトップレベルと言われている。三種町における過去3年間の駆除数とその方法の内訳は。

駆除するために必要な猟銃所有者とわなかけは何名いるのか。

また、おりの台数と管理は適正に行われているか。

昨年は700頭強と言われ、年々増加傾向にある。それに対し、駆除は平成17年度が最多の769頭を記録している。現在は中山間地の過疎化と生活様式の変化により、かつての里山は人の手の入らないうっそうとした森に変わり、熊の生息域になっている。そうした中、人と熊が遭遇する機会そのものを減らす根本的な対策は進まず、緊急的な対策として有害駆除が繰り返

されてきた。その間に熊は増え続けて今のような数字になっていると考えられる。そこで、熊を人の生活圏から遠ざけて共生をすべきと思うが、町の考えと対策は。

また、人身、畑作物、家畜等の被害を避けるためにも、町の計画的な対策はどうでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

12番、工藤秀明議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )

それでは、12番、工藤秀明議員のご質問にお答えいたします。

初めに、住宅前の道路側溝についてお答えいたします。

町道の維持管理における危険箇所の改修等につきましては、毎年、町内各自治体から数多くの改修要望が寄せられております。要望が寄せられた危険箇所に関しましては、その都度現場に出向き確認を行っておりますが、毎年自治会からの改修要望の件数も多く、即座に対応できない現状にあります。このため、危険度、緊急性及び必要性などを適宜判断し、年度ごとに整備計画を策定し、整備を進めているところでございます。

今回ご質問の泉沢中学校線に関しましては、今年度八幡越自治会から側溝敷設の要望を頂いており、現在現地調査を進めている段階でございます。今後ご指摘の箇所も含め、危険度、緊急性などを判断し、順次対応してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、人里への熊出没についてお答えいたします。

過去3年間の熊の駆除数とその方法についてでございますが、平成29年が21頭、平成30年が8頭、令和元年が4頭で、合計33頭を駆除しております。内訳は、いずれも有害鳥獣駆除に基づいた箱わなによる捕獲であります。

次に、有害鳥獣駆除に係る猟銃の所有者数についてでございますが、三種町猟友会から推薦のありました同会会員38名を三種町鳥獣被害対策実施隊として任命しており、このうち8名がわな猟免許を所持しております。また、町では現在11基の箱わなを所有しており、わなを設置した際には隊員2名1組で巡回し、対応に当たっております。

次に、被害の未然防止対策についてでございますが、熊を寄せつけない方策や熊と遭遇した際の対比方法などについて、広報紙やホームページに掲載しているほか、住宅地に近い出没情報があった場合には防災行政無線で警戒を呼びかけるなど、注意喚起に努めております。このほか、特異的な出没状況にあると判断した場合には、県や警察、町教育委員会、福祉課職員等で構成される三種町有害鳥獣被害防止連絡協議会を開催する体制を整えており、情報の共有や連携体制の強化を図ることとしております。

以上でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。

12番、工藤秀明議員の再質問を許します。12番。

12番 ( 工藤秀明 )

まず、おりの使用状況ですが、倉庫から出てわなをかける。そして、現場につける。そして、そのおりはいつまでやって、いつ頃回収して、いつ頃どこへ保管しておくのか、その点についてちょっとお答えください。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

熊の捕獲用おりですが、まず最初に初動体制ですけれども、目撃情報があれば、住宅地への距離、それから不特定多数の参集者、道路、学校通学路等々、人的被害のないように、まず緊急性を考慮して箱わなを設置することとしております。それで、すぐさま県の森づくり課のほうへ、振興局ですが、申請しております、その期間については2週間、必要においては延長ということで設置しております。その後、目撃情報や被害等の連絡がなければ、猟友会と協議して新たな人的被害の恐れのある箇所へ移動させております。なお、議員ご質問の保管については、山本の旧就業改善センターのほうへ冬期間のほうには収納しております。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

そのおりは一旦駆除で仕掛ければ、そこから移動は回収までそこですか。それとも、途中でまたどこかへ移動とか、そういうのはありますか。それとあと、11台、それフル回転しているの。それをちょっと聞きます。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

まず、今年度の状況もご報告したいと思いますが、先ほど町長からありました箱わなの数ですが、11基ありまして、今現在、今日現在でもなお9個の箱わなを設置しているという状況です。

そして、議員ご質問の期間、なければ移動するののかということですが、先ほどお答えしたとおり、目撃情報あったり、再度まだその近辺に目撃情報あったり、被害の状況が確認されれば、その期間を延長して県のほうへ申請しております。それで再びその場所へ置いて、猟友会、駆除隊の協力を得て巡回、監視、捕獲という順路になっております。

議 長 ( 金子芳継 )



1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

課長の今、一旦おりをしつけても、危険度、住宅地に近い、そういう場合はその優先順位を考えてそっちに移動するというそういう答弁でしたよね。それで、それからすれば矛盾なところがあるんだけど、9月5日の朝の熊の目撃情報は、農林課へは入っていますか。まず、それ一つ。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

今、ちょっと目撃情報については、数がいっぱいありまして、一応受付簿とございますか、処理簿を、調書を作ることになっておりますけれども、現在、今手元のほうに資料がありませんので、後でご報告したいと思います。

ただ、即して附帯して琴丘、山本地域において、9月1日には2頭の捕獲しておりますので、5日のほうの目撃情報とございますか、警察のほうへ入れれば私のほうにも来ることになっておりますけれども、ちょっとその場所とか、今現在5日の分に関しては後ほどお答えしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

その5日の日の件だけでも、電話したら、おりはいっぱい出ているとそういう話で、設置していないと思うんですよ。それはどういう状態であったかと言えば、縁側のほうに何か物音がするというので、それで起きて行ったら、熊がこうなっていたと。そういうのはやはり緊急の、大緊急じゃないの、それ。まず。民家だし。だから、そういうのもいっぱいだということでおりはしつけていないと思うけれども、もししつけてあったら、いつつけたか分からないけれども、まずその辺、今分かる。分からない。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

ちょっと場所のほうお伺いしたいところなんですけど、いずれ情報としては今、恐らく9月5日だと思いますが、蜂の巣を狙った熊が倉庫とございますか、蔵とございますか、にいて、立って手足の跡を残していったと。ちょっと動画も撮られているという情報もありましたので、すぐさま職員を派遣して聞き取り調査と写真記録をしております。恐らく地名、二本杉のほうだと思われそうですが、違いますか。（「えっ」の声あり）二本杉のほうだと思いが、違いますか。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

12番 ( 工藤秀明 )

二本杉です。それで、今の蜂の巣とあったけれども、そのミツバチのところへは100メートルぐらいしか離れていないところで、どちらが先だか分からないけれども、そういう状態だったということが、課長が答弁して緊急性を考えてやると言ったから、今この話を出したんだけれども、だからそうやってちゃんとやっていけばいいんだけども、どこかで遊んでいるとか、かからない、そういうおりがあれば、やはりちゃんとやってもらいたいということ。そういうことです。

それから、おりには簡単に熊は入らないと思いますね。そういう場合は何か策を講じているんですか。

議長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

いずれ熊のオリの誘引に関しては、餌となる餌が重要視されております。果物、それから蜂蜜等々を猟友会と町のほうで準備して誘引しております。ただ、現地のほうへ仕掛けて見回り等々については、必ず猟銃を所持した猟友会の駆除隊が行かないといけないという決まりになっております。市町村名はちょっと分かりませんが、一時市町村職員がおりをかかっているかということで巡回に行くと、車から降りたら、おりにかかる前の熊に襲われ負傷したという事例もありますので、そういう分に関しては十分に注意するようにと、行かないようにと、猟友会のほうにもお願いして、職員にも指示しているところです。

いずれ議員のおっしゃるとおり、緊急性については緊張感を持ってすぐ対応するようというふうに指示しておりますし、先ほどの件の二本杉の件に関しては、おりの移動、それから駆除隊の巡回の日程等々も考慮して、昨日二本杉のほうにはおりを設置しております。

以上です。

議長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

そういうふうに素早く緊急性を優先的にやってもらいたいと思います。

それから、わなかけ師が8名いるということでしたね。こういうのは講習受ければもらうにいいわけ。それとも、ちゃんと資格の試験とかあるわけ。

議長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

有資格者、わなの資格者のことだと思いますが、どういうふうに免許取得、資格取得をされているかというのは、ちょっと私、今資料を持っておりませんので、後日後でまたお知らせしたいと思います。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

また、猟銃所有者等は講習あったり、書換えあったり、結構丸が弾むということで、なかなか手がいないと。そういうことがあるわけですけども、この猟銃所有者が最高いた年が幾ら、何人ぐらいいいたんですか、これ。それからだんだん減ってきていると思うんだけども、最高いたときに50人も60人もいたのか、そこら辺ちょっと最高のあれ分からないですか。減っていると思うんだよな。大体でもいいよ。ばっちりだけでなくも。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えしたいと思います。

最初の質問のほうの免許取得のほう、更新費用とかの関係については、議員おっしゃるとおり、なかなか猟友会のほうも高年齢化しておりまして、なかなか後継者も少なくなってきていると。それも県としても十分承知していて、県的にも新規に免許取得者あるいは更新費用の補助とかというものを今現在も制度ありますので、それをもとにして町も一緒に考えて検討していければなというふうに思っております。

それから、猟友会の数のことですけども、恐らく先ほど今言いました高年齢で猟友会を卒業された方もおるかと思っておりますけれども、合併当時で50人ぐらいいいたということで私も伺っております。

以上です。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

町で猟友会を増やすやはりそういう方策というか、対策というか、そういうものをどうすればいいのか。熊も増えれば増えるほど、人間と出会う機会が多いわけですね。人身事故にもなりかねませんし、それとあと、猟友会の人例えば今、駆除で出る、あるいは見回りのときに出る。餌がけで出る。そういうときの手当等はどのぐらい、大したことはないのか、どういうあれなのか、ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

お答えします。

駆除隊、猟友会の会員の皆さんには本当にご難儀をかけているところでありまして、費用弁償のほうも町の予算でお支払いしておりますし、そのほか旧町村の単位の猟友会のほうにも、団体のほうにもわずかですが補助金として農林課のほうから交付しております。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

団体のほうということは、各支部ごとですか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。もう一度答弁します。ちょっと座ってください。(「質問をもう一回」の声あり)

1 2 番、工藤議員、質問、もう一度きちんと質問してください。1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

今、各何か補助しているとあったけれども、これ、各支部にやっているの、それとも三種町一本でやっているの。そういうところにやっているという意味。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

猟友会の補助には、旧町単位の地区で区割りされた支部のほうに補助しております。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

そういうところの額的なことは今言えるすか。額。どの程度やっているか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

ちょっと手元に資料今なくて、大変申し訳ないんですが、今、頭の中で分かる範囲なんですけれども、全体で1 2万ほどでございます。3支部合わせて1 2万ほどだと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

それは人数割ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

すみません。積算については、今手元に資料ありませんので、またこれも後ほどお答えしたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

ちょっと教育委員会に聞きます。

学校では子供たちに熊と遭遇した場合にどういった対処の仕方を教えているのか、その辺ちょっと教えてください。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

学校で熊を知る集会とか、熊被害防止講習会、こういうふうなものを実施している学校が2校、それから野生動物生態講座副読本というものを発行している学校が1校ございます。あと、学校によっては、この熊の目撃情報が出された際は、保護者に緊急メール配信をしております。それで保護者のほうに注意喚起をお願いしているところがございます。あと、スクールガードの方々の協力を得ながら登校したり、目撃情報が出された学校につきましては、当面の間、保護者の送迎をお願いしているというふうな対策を講じてございます。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

具体的に遭遇した場合にどういった、逃げればいいのか何とか、そういう対応の仕方ということを知っているの。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

大変申し訳ございませんが、その状況の講習内容については、こちらのほうでちょっと承知はしてございません。申し訳ございません。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

我々、子供の頃は学校の先生に、木に登ればいいのか、死んだふりすればいいのか、そんな内容的なことを教えられたような気がします。だけれども、死ぬふりすればいいのか、死んだふりすればいいのかという、そういう勇気あるかなと思うし、それから今、熊と遭遇すれば、目と目を合わせて後ずりをするということが、今何か基本みたいなようになっているんだけど、後ろに何あるかも分からないのに、そういう目を離さないで行くって、これもかなり勇気要ると。だから、そして今、熊は泳ぐわ、この前雄物川だっけ、何か200メートルの幅あるところを熊が泳いで渡るって。だから、どう対処すればいいのか本当、そのために本当に子供たちも何とすればいいのか、その遭った場合に、遭遇した場合、困ると思う。だから、そういうのを少し子供にも、もちろん大人もあれだけでも、子供も遭遇した場合にどうすればいいのか、やはり教育委員会でも先生からのほうでも教えても

らわなければ困るんじゃないかなと思うんだけども、どうでしょう。

議長（金子芳継）

教育次長。

教育次長（後藤 誠）

お答えいたします。

議員ご指摘の件につきましては、今後、校長会等で周知を図りながら、簡単な基本マニュアル的なものを作成できればと思いますので、ご理解をお願いします。

議長（金子芳継）

12番、工藤議員。先ほど答弁保留されております。その部分で答弁します。農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

私から、3点ほどあったと思いますが、まず9月5日の目撃情報に関しては、先ほど議員とお答えしたとおり、やはり上岩川字二本杉の付近であります。二本杉橋付近で目撃ということでもあります。その情報に関しては、もう既にわなも設置済みでございます。

次に、駆除隊は50名ということで先ほどお話しさせていただきましたが、これ条例で決まっております、50名以内ということで条例で決まっております。これに対しては、駆除隊、農林課職員も入っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、最後に猟友会のほうの補助のちょっと訂正していただきたいんですが、三種町猟友会のほうへ一本で、先ほど私「12万円」と言いましたが、「10万2,000円」ということで補助金を交付させていただいています。その後、三種町猟友会のほうで旧支部のほうへ地区ごとに割っておりますので、議員ご指摘の人数割等々についてはございません。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

補助、言った12万が間違いはないということで、この後12万でやったらどうですか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（寺沢梶人）

ちょっと間違えてしまいました。これから当初予算もありますので、総務の財政、総務課長とか町長、副町長と相談して決めたいと思っております。

議長（金子芳継）

12番。

12番（工藤秀明）

先ほどの壇上でも言いましたけれども、有害駆除だけ、根本的な対策を取

らないで熊を人に近づけないということをやらないできたツケが、三種町ばかりでないですよ。これが増えた原因になっていると思います。

この熊を人里から遠ざける方法で、人と生活圏のすみ分け、これ何とかできないものか何か、考えがございませんか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

いずれ議員ご指摘のとおり、生息域がここ数年、住宅地や農地のほうに広まってきている特異性があるということで町長からもご報告ありましたが、全くそのとおりだと思っております。そして、今、区分け、仕分けという関係のお話もありましたが、今盛んに国、県のほうで、とりわけ熊に関して言いますと、嫌がるにおいとか光とかというのを開発、情報たまに見かけるときがあります。情報入るときがあります。いずれ町としては、そういう国、県の指導、それから他町村の対応等々を参考にしながら、三種町でも人的被害のないようにして検討していきたいと思っております。

それと、有害鳥獣駆除だけではなく、11月15日から2月15日まで熊の一般狩猟も始まります。ここ十数年前までは生息の輪番ごとに捕獲数ということで県からご指示がありましたが、今のところ増頭の関係もあるか分かりませんが、割当てということが今ないような話も伺っておりますので、そこら辺も猟友会のほうで考慮していただいて頑張ってもらえればなと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

11月から猟銃の撃ちの熊撃ちも認めるということだけでも、これ、1頭当たりの報償金出したらどうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

農林課長。

農林課長 ( 寺沢梶人 )

お答えします。

私、農林課に在籍して捕獲の報償、捕獲頭数に対する報償、補助金というのはちょっとまだ聞いていませぬので、今後県から広く情報を得ましてちょっと勉強させていただいて、検討させていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

町長、報償金のほうをちょっと検討してみる気はないですか。答えて。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

正直、今、国のほうでもジビエ料理だとかそういう形で、熊の肉だとかそういう野生の動物の肉を提供できるような制度もできておりますし、これに対して熊の駆除も使いながらそういう収入に替えられる可能性もありますので、そういう制度もしっかり見極めながら、そういう報償金というか、そういう制度、正直今の時点では考えておりませんが、その熊の肉という希少価値をどう生かすか、そういうところはこれから検討するに値あると思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

1 2 番。

1 2 番 （ 工藤秀明 ）

熊が里に下りてこなければこういうのもないと思うけれども、熊も食べ物があれば里へ下りてこないと思います。そう思いませんか。農林課長、答弁。

議 長 （ 金子芳継 ）

農林課長。

農林課長 （ 寺沢梶人 ）

お答えします。

議員おっしゃるとおりでありまして、防災無線、それから広報等にも餌場となる生活の残飯といいますか、そういうものは密閉して、襲われない保管場所に留意していただきたいという注意喚起は行っておりますので、議員おっしゃるとおりだと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

1 2 番。

1 2 番 （ 工藤秀明 ）

幸い、我が町では山林があるわけ、山があるわけね。1万ヘクタール以上、1万3,000何ぼだかあるということだけれども、そういう町の山に熊のコースというか、どこか里へ下りてこないように、熊の好物の栗とかドングリとか、そういう発想というかして、何ぼでも下に下りてこないような対策を考えないですか。考えはまずいですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

現状、山にそういう栗だとかそういう植栽をする予定はございませんが、国、県のほうでいわゆる山と人里のゾーニングというか、そういうこともやっております。そういうのをやりながら効果を検証した上で、どうしてもその山のほうに熊を居着かせるような政策が取れるようであれば、それはそ



れで効果があるんだらうなと考えております。そのあたりの効果をしっかり見極めた上で、そういうことも将来は考えなければいけないのかもしれないかもしれません。よろしくをお願いします。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

最終的にそこに熊が食べ物でそこら辺に集まっていると。そうすれば、自然公園というわけでないけれども、観光で目玉、何か自然の熊を見にいいと。そこまで発展したらいいかなと。最終的にだよ。熊が下へ下りてこなければ。そういうのはどうですか。発想はあまりうまくないですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

大変おもしろい発想ではあると思いますが、正直その危険だとか、やはり野生の熊を見せられるようなというのはかなり危険を伴うことだと思っておりますので、それは慎重に検討しなければいけないと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

最初のほうに戻ります。側溝のほうに。

この側溝を見て、課長、あれですか。この側溝の具合は危険度からいってあまり高くないとみていますか。どうですか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

議員ご質問の箇所、2か所に関しまして、我々建設課のほうで把握してございます。特に旧琴丘公民館前に関しましては、車道付近そのものがまず7メートル以上確保されてございまして、危険度からすれば優先順は下がるものと建設課のほうでは考えてございます。その泉沢中学校線、そちらに関しましては、町長の答弁にもございましたとおり、今年度八幡越自治会から要望がございまして、現在調査を進めてございます。その水路に関しましては、水利権も絡みますことから、町としてまだ、そしてまた、民家が隣接していますので、そこいら辺も含めまして現在調査中でございます。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

1 2 番。

1 2 番 ( 工藤秀明 )

そうすれば、そこは折り合いつけば早い機会にやるということですね。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

この後調査を進めまして、設計を組んで予算を要求するという事業の採択という格好になると思われます。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

公民館前のほうは、ではどうですか。まだ調査の段階でもないですか。計画は。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

その箇所に関しましては、まず自治会からの要望が来ていないわけですが、まずその改修が必要ないというわけではございません。私ども現場見て判断いたしまして、側溝の底板から道路までの高さが1メートル50程度でしたので、転落防止柵を設置する基準に照らし合わせますと、まずそれが2メートル以上の箇所に関しては検討しなければならないとなっております。それで、そこは通学路の関係もございますので、今後教育委員会と協議して、まず必要であればその転落防止の柵を講ずるとか、そのような工事はすることはすぐに可能だと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

12番。

12番 ( 工藤秀明 )

早くやればそれだけ事故がないうちに済むかなと思うけれども、直すまでに事故のないように祈っています。

終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

12番、工藤秀明議員の一般質問を終わります。

議場内換気のために2時35分まで休憩します。

午後2時25分 休 憩

-----  
午後2時35分 再 開

議 長 ( 金子芳継 )

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番。

3番 ( 伊藤千作 )

それでは、一般質問を行います。

第1として、釜谷浜の風車を更新し大型化する問題についてであります。

釜谷浜で陸上風力発電を運営する「エムウインズ八竜」は、現在18基の風車を解体して最大9基に集約する計画を進めております。

大型化して発電効率を高める。1基当たりの出力は最大で4,500キロワット、高さ187メートルで、国内最大規模となり、2023年4月から解体し、造成工事を行い、2027年4月の運転開始を目指しております。

今、全国で大規模風力発電計画が地元の合意がないまま、大手が暴走する形で進められ、地域では不安の声が上がっています。何例か紹介します。

広島県西部の西中国山地の山間部に、全国で発電所を運営する東京の電源開発が国内最大の総出力15万4,800キロワットの風力発電を計画しております。1基当たりの最大出力4,300キロワット、高さ150メートルの風車を36基設置する建設予定地は、広島市の2市1町をまたぎ、地域住民の暮らしや健康、自然豊かな環境に被害や影響を与える可能性が大きく、広島県内初の計画に不安や不満の声が上がっております。環境影響評価法に基づき電源開発に送付した知事意見によると、事業実施想定区域や周辺には県内2番目に高さのある冠山に断層が存在し、断層のずれなどによる災害で風力発電設備の倒壊の恐れがあると指摘したほか、県立もみのき森林公園や温泉があり、登山家にも人気があるなど、人と自然との触れ合いの場として利用されているとし、環境への影響の回避や低減できる科学的根拠を示せない場合は、事業計画の見直しを行うよう求めております。

鳥取県では、大規模風力発電事業計画が鳥取市と県西部で進められております。いずれも日本風力エネルギーが事業者で、高さ150メートルの大型風車4,500キロワットを約30基、出力約14万キロワットを建設する計画であります。鳥取市では、4地区の6集落が立地集落で、対象エリアは約4,000ヘクタール、立地集落は賛否が分かれ、地域振興のため賛成する集落があれば、健康被害や災害を懸念して地区を挙げて反対するところもあります。明治地区というところでは、6月下旬に「明治のいのちを守る会」を結成し、反対署名に取り組んでおります。同会が大型風車建設に反対する理由は、1つとして、騒音、低周波、超低周波による睡眠障害などの健康被害、1キロ圏内に小学校があり、多くの住民が住むということ、2つ目としては、土石流や急傾斜地崩壊の危険区域であり、大規模な土木工事、道路工事は自然破壊、土砂災害につながる。3つ目として、生態系が破壊され、風車によって山に追われた野生動物による食害など農作的被害が広がる恐れがあるということなどであります。

大分県内では、豊後水道に面する半島部分や山中の5か所で大規模風力発電計画が進められております。県外企業が売電を目的に、自然豊かな山間部を広範囲に切り開き、地域の暮らしと環境を踏みにじる計画に反対の声が広

がり、この地域でも大分市や津久見市などを含む4市町の市民でつくる「風力発電を考える会おおいた」が発足しております。住民が心配するのは、風車が発する低周波音による健康被害や、森林伐採による土砂災害、害虫被害の深刻化、渡り鳥の衝突なども危惧され、日本野鳥の会は2事業について、地域生態系の保全を求める意見書を企業側に提出しております。佐伯市は、環境景観に影響のある開発を条例で規制する意向を示しております。

9月初旬には、東京の前田建設工業が山形県にある出羽三山の1つ、羽黒山周辺での風力発電所建設計画を撤回したとの発表がありました。

釜谷浜の風力大型化に伴う懸念される問題点としては、1つに、大型化に伴う低周波音影響で健康被害が大きくなるのではないかとということ、第2としては、渡り鳥への影響が大型化で羽の直径が長くなる分、鳥が風車に衝突するバードストライクが増えるのではないかとということ、第3点としては、大型化によって景観への影響はどうなるのでしょうか。風力発電設備は海水浴場から南60メートルにあり、見上げるような角度になり、圧迫感も強くなり、サンドクラフトでの砂像と風車の一体となった景観形成に影響が出てくるのではないのでしょうか。

能代山本の風力問題を考える会で行った釜谷浜集落でのアンケート調査でも、不眠や胸への圧迫感、耳鳴り等の健康被害や景観等々を考えると疑問と考えるなどの結果が出ております。町長は、釜谷浜の風力の大型化についてどう考えているのでしょうか。また、6月下旬に予定していた住民説明会をコロナ感染防止のための口実で町側から中止したと聞かすが、事の真意はどのようなのか。こういう大事な問題はきちんと住民説明会を開くべきだと思うが、今後どう対処していくつもりでしょうか。

今後、洋上風力問題もあります。景観条例を作ることも考えていくべきだと思います。

次に、風力発電風車建設のため、クロマツの保安林が伐採したところへの町の対応、対策についてであります。

保安林の目的は、飛び砂の防備だけではなく、塩害、強風、津波対策など、多様な機能を持っております。風車建設のため、50年ものクロマツを面積にして8,000平方メートルを伐採されております。そのため、その周辺は小屋などの建物は塩害・風害で、他に比べても耐用年数が半分になっているとされております。建設された風車周辺にクロマツの植栽工事や緑化工事など対応してきているが、木が成長するには何十年もかかります。いつになったら伐採されたクロマツに代わる役割を果たせるのか、非常に疑問であります。木を伐採したところに塩害・風害が起これないように、防風ネットや国道などによく見かける防雪柵みたいな風の対策を立ててもらいたい、伐採された木の最も内側へ構造物を建ててもらいたいとの要望が出されております。

送電のための電柱が多くなってきております。そのため、除草が十分やられなくなった、町でも除草、側溝の泥上げをやってくれないなどの悩みが出

されております。業者の責任でやってもらうとか、町として今後の対応をどうするつもりでしょうか。

次に、国保の子供の均等割減免についてであります。

現在、子供の均等割への減免を実施しているのは、全国で33自治体であります。内容は、対象を子供全員に実施している自治体、あるいは第2子から実施、あるいはまた、第3子目から実施している自治体など、様々であります。また、減免割合も、全額減免しているところや50%減免から20%減免しているところなど、様々であります。さらに、申請が必要な自治体、必要でない自治体、また、財源の捻出方法や実施時期などにも違いがあります。全国の自治体から、子供の均等割減免制度と財源対策を求める要望も出されております。全国知事会は、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から子供に関わり均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すことと、財政措置を求めています。2019年7月24日、全国知事会または全国市長会と全国町村会は、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること、全国市長会、2019年6月12日、全国町村会、2019年7月2日、要求書を出しております。

国民健康保険には、保険料の賦課方式の違いがあります。国保税は地方税法第703条の4に賦課徴収が定められ、同法同条第9号で均等割額は、均等割額の総額に被保険者数を按分して算定するとし、大人も子供も一律の全額で課税することになっております。均等割の減額については、同法703条の5の規定と政令で、7割、5割、2割の軽減を定めております。行政が制度上できないと述べているのはこのことで、法的軽減以外はできないとの見解を主張しているのであります。一方、同法第717条は、地方団体の長は、特別の事情があるものに限り、条例に定めるところにより減免することができるとしております。この条文を活用して、多くの自治体で法定減額以外の独自減免制度をつくっているわけでありまして。

国保料の場合は、国民健康保険法第76条で保険料の徴収を定めております。また、国民健康保険法施行令第29条の7第2項7号で、均等割を定めております。さらに、同法施行令第29条7第5項で、均等割の法定減額を定めております。一方、国民健康保険法第77条に、市町村及び組合は、条例または規約の定めるところにより、特別の理由のある子供に対し、保険料を減免できると定めていて、独自減免を行っている自治体では、これを根拠にしております。

実施自治体の中でも、地方税法の第717条と国民健康保険法の第77条の「特別の事情または理由」の捉え方で、減額・減免制度が変わってきております。国保が他の雇用者保険と比べて倍近い保険料負担になっていること、均等割という人頭割がほかの保険にないこと、何よりも収入のない子供にも同額が課せられていることが特別の事情であり、本来は子供全員が減免の対象となって当然なのであります。

ところが、多子世帯や低所得者が減免の対象であるとし、第2子目、第3子目から対象にしているところや所得制限を設けているところもあります。さらに、国保税の引き上げ、改定、賦課方式の変更による激変緩和措置として、減免の期間を限定する自治体もあります。

子供の均等割を減額、免除する事業は、高過ぎる国保税の引き下げですけれども、内容は子育て支援策であります。実施している自治体の大部分が、提案の際に多子世帯の負担軽減、あるいは子育て支援のため、次世代を担う子供支援などと明記しております。当町もこの制度に踏み出したらどうでしょうか。

次に、国保税の減免制度、町としてこれまでの取組と、コロナ減免制度の活用について、どう取り組んできているのでしょうか。

次に、ひとり親家庭の障害者年金と児童扶養手当を併給することについてであります。

さきの国会で年金法等一部改正案を可決し、児童扶養手当と障害年金の併給調整が見直されました。障害があるひとり親の家庭への経済的支援を手厚くするため、障害者基礎年金を受給する親が申請しても支給されなかった児童扶養手当を、2021年3月から一部を受け取るようになるもので、改善の第一歩であります。これまで両親のいずれかに障害があれば一部を受け取ることができるのに対し、ひとり親だと支給されないのは「不平等」と指摘されておりました。対象者は全国で約1万4,000人ですが、当町は何人になるのでしょうか。

ひとり親家庭には新型コロナ対策の「低所得のひとり親世帯臨時特別給付金」（1世帯5万円）が支給されて、実施されております。厚労省は自治体に対し、「給付金」の申請手続の際に、本改正の対象者となる方へ積極的に周知するよう求めています。当町としてもきちんと対応するよう求め、壇上での質問を終わります。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、釜谷浜風車更新、大型化問題についてお答えいたします。

ご質問1点目と2点目の風車の回転時に出る低周波の影響、景観や生態系への影響についてでございますが、これらの環境への影響については、環境影響評価法に基づき事業者が調査をすることになっており、現在環境アセスメントの手続を進めているところでございます。現在の進捗状況を申し上げますと、環境アセスメントの評価項目や方法を記載した環境影響評価方法書を作成し、7月から8月にかけて縦覧が行われたところであり、次の段階としては、環境影響評価準備書が作成され、これにより調査、予測、評価の実施結果が示され、環境への影響が公表されることとなります。

準備書が作成された段階で、縦覧や住民説明会を実施し、住民の方々からのご意見を受け付けることになっており、町といたしましても、その時点での影響調査結果をもとに、大型化に伴う環境への影響を見極めてまいりたいと考えております。

3点目の6月下旬の住民説明会の中止についてでございますが、この件に関しましては、当該事業者が環境影響評価法に基づく評価方法書に係る住民説明会を当初6月に開催する予定としておりましたが、地域の方々から新型コロナウイルス緊急事態宣言下での説明会開催を不安視する声があったこと、また、経済産業省との事前協議の中で住民説明会配付予定資料をウェブ公開し、かつ方法書のあらましを縦覧場所に設置するのであれば、中止してもやむを得ないとのことであったことから、当該説明会の中止を決定したと伺っております。また、事業者から町へもその旨の相談がありましたが、緊急事態宣言下で感染拡大が懸念される中、町民の安全確保の必要性からも、開催中止はやむなしと判断し、回答したものであります。なお、事業者側は、代替措置としてウェブでの住民説明会用の配付資料を公開し、住民の皆様からのご意見の受付を行っております。

今後は、環境アセスメントの結果を記載した環境影響評価準備書をもとに、先ほど申し上げましたとおり、住民説明会を実施することになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、風力発電設備設置のため保安林を伐採した土地への町の対応についてお答えいたします。

本町沿岸部には、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上を目的とした風力発電設備が複数の事業者により建設されております。風力発電設備設置に伴う保安林の伐採については、秋田県において調査、審査がされた上で許可が出されており、代替の対応として風車設備周辺への植栽や緑化工事が行われていることから、飛砂防備としての保安林機能は維持されていくものと認識しております。

新たな保安林への防風ネット等の設置については、事業者や関係機関と協議した経緯もございますが、保安林内の構築物の設置は管理上望ましくないとのことから、今後も計画的な植栽等により保安林機能を維持できるよう、関係機関へ働きかけてまいります。

次に、送電の電柱が増えたことによる除草や側溝等の管理につきましては、これまでも町では町道等の除草や側溝の泥上げを毎年実施しており、今後も引き続き対応してまいります。なお、場所によっては自治会や個人での対応をお願いしている箇所もございますので、そのような箇所につきましては今後ともご協力をお願い申し上げます。

続きまして、子供に係る国保の均等割保険税の軽減についてお答えいたします。

国民皆保険制度における国民健康保険の安定的な運営の確保は重要な課題となっており、負担の在り方についても議論がなされているところでござい

ます。これまでも申し上げてまいりましたように、子供の均等割軽減については、国が制度改正と財政支援の拡充によって行うべきものと考えております。また、子供の均等割保険税を軽減するための支援制度の創設については、全国町村会が国へ提案しており、引き続き町村会と連携して要望してまいります。

次に、国保税の減免制度につきましては、これまで町の広報とホームページで制度の周知に努め運用しているところでございます。対象となるのは、病気や失業等により所得が皆無または著しく減少したために生活が困難となった場合などがございます。また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した方への特例措置としまして、町税の徴収猶予の特例と国保税の減免特例がございまして、8月末までの状況ですが、徴収猶予につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の延べ7件の429万3,000円を、国保税の減免特例につきましては、3件の43万6,000円をそれぞれ承認しております。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えない中で、今後も申請があるものと推察しますが、納税相談に際しましては、相談者の事情に配慮しながら適切な窓口対応と制度の運用を行ってまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、ひとり親家庭障害年金と児童扶養手当の併給についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、児童扶養手当法の一部改正により、令和3年3月分から障害年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わり、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として支給することができることとなりました。本町では、65歳未満の障害基礎年金受給者が265名で、うち18歳未満の児童を扶養しているひとり親に該当する方が1名おり、現在は支給されておりましたが、今後、法改正により支給対象となる見込みです。

なお、障害厚生年金受給者につきましては、町で情報がなく、対象者の把握が不可能であるため、法改正に合わせてパンフレット、広報等で周知徹底を図り対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番（伊藤千作）

最初に、釜谷浜の大型化問題ですけれども、この大型化に伴って当然風車の回転時に出る低周波音の影響が多分大きくなるだろうと思うんです。今までのかなり比べて大きな羽根になるわけでありますから、そういうふうなことが非常に懸念されるわけですけれども、これについては、町長は全然そういう懸念はないと今考えているんですか。



議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )

確かに大型化になりますと、そのような懸念はあると思います。そのために今、調査を進めているということでございますので、そちらの結果が出次第、判断してまいりたいなと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )  
3 番。

3 番 ( 伊藤千作 )

このことについては、いろいろ町長が出ている法定協議会、協議会の中でも論議されて、専門家の意見としてこういうことが出されております。これは、この方は町田信夫さんという日本大学の名誉教授がこの騒音問題の専門家の方でして、こういうふうに言っています。「風車騒音については、騒音は感じた方に個人差があり、地域によって風力発電設備の立地環境や生活様式、生活環境などが異なるため、風車騒音による生活環境への影響を未然に防止するための指針値を超えない場合でも、地域の音環境の保全に配慮し、可能な限り風車騒音の影響が少なくなるよう、事業者は対策を講じるよう努めなければならない」と。これが専門家としての法定協での意見を述べた専門的な知見の一つであります。

全国的にも今、非常に危惧されるのが、低周波音、この音の問題なんですよ。先ほど私壇上でも言いました。能代山本風力を考える会で、釜谷浜でアンケート調査をやりました。それで、やはり健康被害出ているんです。回答にあるところによると、不眠の方々、不眠に陥っているとか、あるいは耳鳴り、疲労感、胸のドキドキ、こういうのが地域住民に出ているんですよ、もうね。これがもし仮に大型化してどんとその影響が大きくなると、ますますこの被害が大きくなるというふうに思うんです。

ですから、町長、前に対策としてはね、前に私が以前にもここでこの質問をやったときに、その関連として、小風力か。ガイドラインつくるとかって、この間つくりましたよね。つくったんだけど、何かつくりっぱなしになって、広報とかで宣伝している。誰も分かってないようだよ。ああいうつくったのはやはりきちっと「こういうふうにつくりました」と、「ガイドラインつくりました」というふうなやはりきちっと広報をやるべきじゃないですか。どうですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )  
課長

お答えいたします。

ガイドライン、議員今お話のとおり制定しました。それで、ホームページ等には掲載させていただき、事業者の方からは問い合わせ何件か、ガイドラインについての問い合わせ頂いているところですが、議員今おっしゃ

るとおり、住民の方々へのそのガイドラインを作ったという周知については、ちょっとまだ欠けている分もあるかと思しますので、その辺についてはまた別個に対応をしていきたいというふうに思います。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番。

3番 （ 伊藤千作 ）

私はあのガイドライン、あのものについては、大した実効的なものはあまり期待できないというふうには思うんですけども、しかし、町としてやはりきちっとこういうふうに対応していっていると、一つ一つにおいてね。そのことが大事なんです。町としてきちんとやはり対応しているということを外対的にきちっと宣伝していくということが一つ大事だと思うんです。

それで、そのときにも私言いましたけれども、このいろいろ今度、風力発電だけでなく、海上風力出てくるでしょう。これからどんどん計画していているわけですから。それについて、やはりあれですよ。にかほ市でつくった景観条例、景観条例をきちっとやはり三種町でもつくって対応していくということを今からやっていかないとだめだと思うんですよ。皆さんご承知のように、にかほ市で景観条例つくったでしょう。つくったことは分かっているよね。4月に景観条例つくりました。これは、風車や太陽光パネルを直接規制する景観計画で、県内自治体で初めてというふうなことであります。そのときに私は、三種町でもこれをつくっていったらどうかということを行いました、あの質問の中で。そうしたら、町長は「検討していく」というふうな答えでありました。

だから、これをガイドラインつくって、小型の部分には対応してきました。それもやはりきちっと広報で宣伝する。その上で、やはり町としてもこれに挑戦していかないと。景観条例。これをつくって、やはりきちんと対応していくことをしていかないと、今後、あれ大変ですよ。大変ですよっておかしいな。だって、海上風力というのは、皆さんご承知のように、海岸手前の住宅地から1.7キロのところにもう一斉に立たるんですよ、あれ。これは大変ですよ。三種町は、特に能代とか向こうの男鹿とかと比べて、住宅地が密接しているんですよ。あのところにね。だから、直接影響が大きくなる。健康被害も懸念される。こういうところで、やはりきちっと景観条例とか先々、先を見据えてきちっと対処をしていくということをちょっとやっていかないとだめだと思うんです。

町長、この間はそういう答弁しました。今度検討してそういうふうに対応していきますか。どうしますか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

にかほ市はやはり鳥海山、そして九十九島と景勝地でございますので、や

はりそういう景観条例というのは必要だったんであろうと考えております。当町にしてみれば、そこまでの県立公園だとか国定公園だとか、そういうことはございませんので、そのためにちょっと慎重に決めていかなければ、判断しなければならぬと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3 番。

3 番 ( 伊藤千作 )

状況が違うからというふうなことで、そういうふうを考えるんじゃないで、この健康被害やこの風力の持つ根本的な問題に対処していくというふうにしたらどうすればいいのかということ考えていってもらいたいですね。海上風力とか、これからどんどん大型化してやっていると、非常に健康問題が危惧されるというふうなことが一つあると思うんです。だから、全体としてそういうことをきちっと考えていくと。先ほど私、紹介しました。釜谷集落での既に健康被害が出てきているんですよ。これが大型化されてもっとどんといくと、どんどんまた増えていくという懸念が当然出てくるわけですよ。だから、そういうことも含めてやはり考えていくというふうなことが非常に大事だと思うんです。

2 目として、渡り鳥の影響については、どういうふう考えていますか。大型化によってバードストライク、これが増える可能性があるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

バードストライクの心配も全くないというわけではございませんけれども、現在、調査というようなことで事業者のほうで行っておりますので、そういうような結果も見ながらちょっと検討していかなければいけないことだというふうには思っております。

いずれにして住民の皆さんはいろいろな面で心配なところが多々あると思っておりますけれども、いずれ今調査をしているところでございますので、その結果が出た中で住民の方々の当然説明もまたあることになりまして、町としてもそういう状況を見て、その結果を見て事業者のほうにきちんとした対応、対策を取るように話していきたいというふうには考えているところです。

議 長 ( 金子芳継 )

3 番。

3 番 ( 伊藤千作 )

3 目として景観の問題あるんだよね。景観の問題。今、釜谷浜の大型風力に建て替えるというふうなことで、あそこは海水浴場から南へまず約 60 メートルというふうなことで、垂直見込角が 20 度。20 度というと、この程度。非常に角度が 20 度で、見上げる仰角が非常に圧迫感が出てくるとい

うふうに言われているんです。圧迫感が強くなるというふうに言われております。ですから、これがやられますと、サンドクラフト今ずっとやってきていて、風車とコントラスト、いろいろうまく調節してきてあったと思うんですけれども、もしこれやられると、そのところがちょっと壊れる可能性があるのではないかというふうに危惧されているんですけれども、これについてはどういうふうに対処していきますか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

午前中も成田議員のほうからも釜谷の風力の関係のご質問あったわけですが、その中でまず今度1基目が今の位置よりも南側のほうに移るといような話は業者さんのほうからも伺っております。場所的に午前中申し上げたとおり、今の駐車場の端のほう、南側の端のほうに、あの辺が1基目になるのではないかというような計画であるようですので、まず集落のほうからは今まで以上に少しは離れるような形になるというふうに思っています。

また、サンドクラフトとの景観の関係ですけれども、そこら辺については大きくなるということは確かにあるわけですが、離れるというようなこともありますので、そこら辺についてはまず今後事業者さんのほうでもそこら辺も含めてのシミュレーション的なものも住民の皆さんにご説明あるかと思っておりますので、そういう話を十分また聞いていきたいというふうには思っています。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

いずれそういう影響等々が非常に強いのが今の釜谷浜での大型化だろうと思います。そのときに、先ほど町長が答弁はしましたけれども、6月に、6月下旬に住民説明会をやろうと予定しておったのですが、何か私、業者に電話しました。そうしたら、あれだそうですよ。コロナ感染防止のために町側から中止してほしいという連絡が来たって、彼しゃべってあったですよ。彼というか、会社のほうが。しゃべっておりました。このコロナ云々というの、それは一応ありますけれども、こういう大事な課題で住民に説明会をコロナうちだということで理由にしてやらないというのはもってのほかだと思っておりますけれども、これについては町長、どう思っているんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

今、議員のお話の中で、町のほうから電話を入れて中止というふうなお話があったということですのでございますけれども、うちのほうとしましては、そう

というような電話はした、こちらから中止というようなお話しした経緯はございません。コロナ禍というようなこともありまして、先ほど町長の答弁の中でもご説明させていただきましたが、事業者さんのほうで三種町だけでなく大潟村さん、それから男鹿市さんのほうにも一応確認したというようなことはあるようですけれども、いずれその前段として住民の方々から、そのコロナ禍での開催について不安があるというようなこと、あるいは国のほうにもちょっと確認したら、ウェブとかそういうもので対応できれば、それはあの現状の中ではやむを得ないんじゃないかというようなことの話があったということで町のほうにも連絡がありまして、町のほうでも「それでは仕方ないでしょう」というような回答をした経緯はございます。

議 長 （ 金子芳継 ）

3 番。

3 番 （ 伊藤千作 ）

行き違いがあるようですけれども、いずれ私が電話したときには、業者はそういうふうなことを言っていました。後で確認しておいてください。町のほうでなかったということを証明できれば、それはそれでまずいいわけですが。

これをきちっとやはり住民が不安に感じている部分をきちっと説明会を開いていくというのは非常に大事なことだろうと思うんですけれども、町としては業者と相談して今後どういう取組、どういう説明会を含めたことをやる予定になっているんですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

企画政策課長。

企画政策 （ 金子 孝 ）

課長 お答えいたします。

住民説明会、今後、業者さんのほうで開くことになるということになります。いずれ先ほどから申し上げておりますとおり、現在は業者さんのほうで環境アセス等進めているところでございます。そういうものの結果が出てから、住民の方々へ周知して、その内容について説明し、さらにその説明をした中で住民の方々からいろいろな意見を、ご意見、ご要望頂いて、対策等を検討していくというような形になると思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

3 番。

3 番 （ 伊藤千作 ）

いずれこの風力問題というのは、あちこちでやはり大きな問題には今なってきております。先ほど私説明しました、山形県で出羽三山の風力は撤回したんですよ。計画自体をね。「建設はあり得ない」と、吉村知事はそういうふうにしたというふうなことなども新聞に出ていましたけれども、やはりこの住民の健康が第一で、住民が納得しないものについては、やはり何ぼ業者がやろう、やろうと言ったって、これはできないわけですから、そのこと

ころが十分に住民が納得いけるような説明なり、対応をきちっとやはりやっ  
ていくというふうなことが必要です。

そのためには、1つ目としては、小規模のガイドラインをつくった。これ  
はこれで評価します。やはり宣伝してください。これつくったってやつね。  
それは私先ほど言ったように、実施のあれにしては「うーん」というふうな  
思いはあるけれども、しかし、町としてはそれについて努力してやはりつ  
くったという、これが大事なんです。そして、先ほど言ったように、町の  
これからの努力方向として、やはり景観条例をつくと、そこに踏み出して  
いくということが、今は非常にこれから大事だというふうに思います。

にかほ市のいろいろ参考にしながら勉強して、この町、三種町でこれを  
つくるにはどうしたらいいのかという研究を含めて、町長、担当課も含めて  
ちょっとこれ、取組を強めてもらいたい。勉強してもらいたいと思うん  
ですけども、どうでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

今、いろいろなお話、お伺いしました。まず、こちらとしましても勉強は  
常にしていかなければいけないとされているところですので、その辺も含め  
て引き続き情報収集なり、勉強なりしていきたいというふうに思っており  
ます。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

まず、釜谷浜はそれで終わります。

次に、木の伐採、クロマツの伐採した風力発電跡のその対応ですよね。

前にも私、質問をしておりますけれども、あのクロマツ、50年にわたる  
クロマツを伐採して、もう8,000平方メートル一気に伐採して、そこに  
当然風通しがいいところができるわけだけれども、植栽はしました。  
クロマツの小さい苗っこ。それをやってるっけ、見てきたら。しかし、この  
クロマツが砂防林の役割を果たすためには50年以上かかるでしょうって。  
我々生きているかどうか、まあ、生きていないだろうけれども。分からない  
んだよ。そこまでかかっちゃうんだよ。だから、砂防林の役割を果たさない  
の。だから、代わる代替物を作ってほしいというのが、住民の皆さんの要求  
なんです。

風がもうまともに、砂防林がないものだから来て、小屋とか、農作物にも  
ろに影響しているというふうなことを言っております。耐用年数が半分だ  
って。建物でも。普通の建物に比べて。そういうふうな影響が出ている  
って、現に。出てるんですよ。ですから、何らかの対応をしてもらいたい  
というふうに言っているし、まず住民の皆さんもやってきているわけです。  
ですか

ら、防風柵とか、国道で今これからしょっちゅうやっていますけれども、防雪林のあの防護柵、ああいうのをやはりきちっと代替的に立てるとか、何らかの対策を立てていかないといけないんじゃないですか。

苗っこ植栽したからあと知らない。あれで十分だというふうなことではなくて、きちんと具体的に町長、具体的に何かの対策立ててください。今言ったような、私先ほど言ったような。やってください。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

今、議員からご指摘のとおり、風力の建設の関係で保安林伐採した部分、確かにございます。その中で、県のほうではそこに植栽ということで事業者さんのほうにも指示を出したということで、事業者さんのほうもそれに対しての植栽はきちんとやっているわけですが、今ご指摘のとおり、あれ大きくなるまでじゃあ何年かかるのと言われれば、確かにすぐ大きくなるものではないわけですが、県のほうではあくまで保安林機能の維持については保安林の改良で進めたいというようなお話も町のほうで聞いております。そのようなことで、また、全般的に松食いによる保安林がかなり薄くなってきているという現状もございます。そのようなことから、町としては、保安林維持機能のために計画的な植栽ということを引き続き要請していきたいというふうに考えています。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

クロマツというのは皆さんご承知のように、クロマツという保安林は、先人たちが私たちに残してくれた貴重な公共財産なんです。それをもう風力発電に必要だからとばさっと削って、じゃ防災と住民の安全が優先されるべきものを風力発電優先させて、皆さんいいと思っているの。やはりきちっとそういうことも考えて対策を立てるべきだと思っただけなんですけれども、もう一回。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまいますけれども、まず現状としては、継続的な植栽ということをやりたいと思っております。

また、構築物については、県のほうでもやはり何か大規模な災害があった場合の2次災害的なことも懸念されるというようなお話も聞いていますので、そういう面もあって県のほうでは保安林のこの維持管理については改良等で行ってほしいというようなお話があるものというふうに理解しており

ます。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

2次災害というけれども、もう災害起きてらんだよ。その砂防林を切ったことによって、先ほど説明したでしょう。風害、ね。そういうのが起きているのに、その対策として、それを構造物を建てたほうがいい。いやあ、もう今それができるかどうか、災害が出てくるかどうかの時のことだけを考えてそれをやらないという口実にはならない。ならないと思う。だから、今起きている被害をやはり最小限に補償していくという立場で課長、考えてください。先々の何か起きるか起きないかまず分からないところを、何か避け道使って、こういうふうになれば大変だからやらないって、そういうふうなことではなくて、今起きているところをきちっとやはり対策を立てるといふふうなことでやってもらいたいと思います。もう一回答弁。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (金子孝)

課長 答えいたします。

2次災害等、じゃあるのかというような話になれば、そこら辺は推定できないわけですが、いずれにして保安林の管理につきましては県で行っております。その中で町も相談して今まできた経緯もございますので、まず県のほうには植栽というような対応を県では考えているというようなことは伺っておりますので、町のほうとしても、あそこだけでなく、保安林全般的な松食い虫の関係もございまして、そこら辺も含めて継続的な植栽というのを引き続き強くお願いしていきたいというふうに思っております。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

いずれ対策立ててください。住民が困っているわけですから、そこは手を抜かずにいろいろな手だてを加えてぜひやってもらいたいと。

先ほど町長答弁しましたがけれども、送電線の電柱が多くなって、除草とか側溝の泥上げが十分されていないというのが住民の方々の話なんです。ところが、何か十分やっているというふうな町長の答弁、大分違うなと思うんですけれども、そういう苦情というのは来てないの。泥上げとか。

議長 (金子芳継)

建設課長。

建設課長 (進藤敦)

答えいたします。

町道の維持管理としまして建設課では、まず今議員おっしゃっているのは多分メロンロードに関してだと思っているんですけれども、まず年に1回、



乗用の草刈り機による除草、それと6月から10月まで草刈り作業員がいますので、伸びてくればその都度機械で刈られなかった箇所の草刈り、それとそのためによって、それと大雨とかによって水路がふさがった場合、その都度側溝の砂上げですね、それは実施しております。今年度、昨年度ですけれども、砂上げをしてくださいという要望は二、三回ほどありました。その都度対応はしてございます。ですので、これまで先ほどの町長の答弁にもございましたとおり、送電線が増えて草刈りがおろそかになった、そういう認識は建設課としては持ってございません。

以上です。

議長 長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

では、住民の皆さんが、あの泥上げ、草刈りが不十分だということで連絡すれば、即対応しますね。

議長 長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

その要望をもらえれば、その都度対応したいと思います。（「はい、分かりました」の声あり）

議長 長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、この風力発電に関連したことはこれで終わります。

次に、均等割の件です。

町長は、これまでもそうでしたけれども、答弁は、国の制度でやるべきものだというふうなことの一步も出ませんね。答弁が。前進面が一步もありません。今までそういうふうな答弁をしてきました。何回かこの問題は均等割、大澤さんも含めて取り上げてきました。ところが、町長の答弁は、国の制度でやるべきものだというふうな答弁に変わりありません。

ところが、先ほど壇上でも私言いましたけれども、全国では33町村でこれに既に踏み出しているんです。やっているんです。どこもやっていなければ、町長のそういう国の制度だから国がやるべきだということがまかり通るということもあり得るかもしれないけれども、こういう状況の中で、今全国で33もやっているんだよ。北海道あるいは東北でもそうだし、埼玉県は6つも7つもあるね。そういうふうなことで、踏み出しているというふうなことがあるにもかかわらず、町長は、国の制度だから私は、町としてはやらないというふうなことを繰り返し、繰り返し答弁してきているんだよね。

それは要望していますよ。町村会も知事会も。要望はして、今、多分だんだんこれ要望が強くなっていくから、そのうちやるでしょう。全国的に、これは。そのやる前に、三種町ではやはり踏み出したというふうなことを町

長、やってくださいよ。やりましょうよ。

私ね、これ侮辱の話だけれども、今の町長を見ていれば、何か横並びなのね。ほかのところがやり出さないとやらないと。そんな感じだよ。私、この1年間あなたを見てきてて。侮辱な話だけれども。僭越だけれども。何か自分で一気に先陣を切って、「三種町、これをやった」というふうな先陣を切ってやるということがないんだよ。

だから、やはりね、町長、これ、あれでしょう。国保税が高い、高いと言って、払いたくても払えない人が、今国保では増えてきているの。ですから、この子育て支援の一環としてこれに取り組むんだけれども、国保の負担軽減にもつながるわけですよ。これ、あれですよ。今、あれだかな、担当課、1人当たり、これどのくらい。2万7,000円か、そのくらいか。均等割。どのくらいになっていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

現在、均等割に関しては、医療分が2万7,400円、後期分が6,600円、介護分が7,900円となっております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

そうすれば、子供が増えれば増えるたびに、2万7,000円、その部分増えるわけ。子育て支援に逆行するわけよ。当然でしょう。皆さん、役場の課長の皆さんが入っている保険は、子供増えたからってその負担が増えるということはありません。国保だけなんです。人頭割と言われている均等割が、子供が増えれば増えるほど負担が増えてくると。これじゃまずいでしよう。子育て支援にも逆行するというふうなことで、担当課、あれですか。これ、もしこれに踏み出したら財源幾ら必要ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

令和2年度の試算で、高校生まで均等割を軽減した場合、697万円の試算となっております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

約700万。町長、三種町で700万のお金出せませんか。国保の基金2億円ありますよ。2億円。この700万円をこのために、子供の均等割、これを軽減するためにお金を使ったらどうですか。これに出したらどうです

か。700万円、2億円で700万、わずかな金額でしょうって。町長、やる気になればできるんですよ。町長のやる気にかかっているんだ。やる気出ましたか。答弁ください。

議 長 （ 金子芳継 ）  
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）  
お答えをいたします。

確かに金額的には対応できる金額だと認識しております。ただ、やはり先ほど議員からも指摘されましたが、やはりほかの町村の方々との対応もしっかり協調しなければいけない部分もあるかと思えます。やってやれないことはないんですが、やはりそのあたりも県内の自治体として協調する部分も必要かと私は考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）  
3番。

3番 （ 伊藤千作 ）

町長、そういう姿勢ではいかがなものかというふうに思います。やはりみずからいい政策だったらさ、やはりみずから三種で率先してやっていくというそういう姿勢に立ったほうがいいと思うんですけれどもね。何か横並びで、ほかがやらなければやらないという、こういうやり方では、今の三種町が発展していくためにはちょっといかがなものかというふうに思います。

既にこれに取り組んでやっていなければいけないのに、なかなかやろうとしないという、これだけ負担軽減が先延びしているというふうなことでありますので、三種町のこの子供方の要するに持っている負担が増えているというふうなことの認識やはりぜひ持ってもらって、やはりきちっとこれに踏み出してもらいたいと思うんですけれども、あれですかね。来年度、来年度あたりでこれにやはりきちっと予算つけて踏み出すというふうなこと、町長、今その考えに立とうとしていませんか。

議 長 （ 金子芳継 ）  
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）  
お答えをいたします。

確かに必要な部分はやらなければいけないと、そういう気持ちは重々あります。この件に関しては即答は避けませんが、ぜひほかの町村も含めてですけども、いろいろな意見を聞きながら前向きにまた検討する材料の一つとさせていただければありがたいと思えます。

議 長 （ 金子芳継 ）  
3番。

3番 （ 伊藤千作 ）

まず、その横並びをやめましょう。ね。率先してやはり三種町で先陣を切るというふうなことを町長、ぜひ決断して進めてもらいたいというふうに、

切にそのことを町長に要望して、そのことは後でまたやります。

あと、ひとり親世帯、あ、違う。国保の減免。減免は、今までも7件の400、7件だな。7件あったと。国保は3件だというふうな答弁でありましたけれども、これ、今までの減免への取組はあれですか。十分にやってこられたと担当課は認識しておりますか。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

減免につきましては、ホームページ、それと広報等でも納税通知書の発生の時期に合わせまして掲載しておりますので、その点についてはやってきていると考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

このコロナ対策の減免制度がないときに、ないときというか、通常の見逃し制度のときに減免申請した方、去年は何件ありました。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

昨年、国保税では8件、トータル13万5,000円、これにつきまして減免しております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

それは例年に比べて多いですか、少ないですか。通常はどのくらいですか。それ以上多い10件以上とか、5件以下とか、通常はどんな割合ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

申し訳ございません。手元に昨年度の資料しかございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。(「じゃ、調べておいてください」の声あり)

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

このコロナ支援で国保の減免、これは今現在ではこの程度ですけれども、これはどんどん増えるという見込みですか。そして、周知徹底、何か広報とかでそのことをやはり周知徹底しないといけないと思うんですけれども、そういうことなども考えていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

周知につきましては、広報のほうでももう既に周知済み、それとホームページのほうにも掲載してございます。それと、コロナ関連の経済対策支援のそのガイドブックがございましたけれども、そちらのほうでも掲載してございます。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

そうすれば、今現在で7件と3件ですけれども、これが大幅に増えるという見通しありますか。この今、広報に宣伝した関係等もあって、大幅に50件とか100件とかってなるような予定は立ちますか。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

この後の申請件数の見込みにつきましては、どの程度になるものかはちょっと推測は難しいかと思っております。いずれコロナが2月頃から始まってきていますので、国保税の納税通知書の発送は7月でございます。その時点でやはり困難だという方は、もう先に来ているものと思われま。今後につきましては、その後で、後でといいますか、国保のほうに社会保険から移ってきた方、それと転入者等々が申請に来る可能性はあるかと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

広報だけでなく、広報でもやっているでしょうけれども、例えば無線でやってください。無線で。この件について。ぜひそういうふうにしてもらいたい。そうすることによってやはり喚起されて、これの減免制度を「あ、じゃ私もやってみようか」と、「私に当てはまるな」とかって思うかもしれないので、ぜひ無線で放送をきちっとやってもらいたいと思いますけれども、どうでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

税務課長。

税務課長 ( 金子英人 )

無線での周知につきましては、できるだけやる方向で考えたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

ぜひやってもらいたいと思います。

いろいろな機会を通じて、このコロナで大変な被害を被っている町民の皆さんをやはりぜひ救うと、手を差し伸べるという観点で、ぜひともいろいろな面で対応をしてもらいたいというふうに思います。ぜひそういうふうなことでよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、ひとり親世帯ですけれども、先ほど答弁では、対象になる人が1名。1名と言いましたね。1名だけですか。何か少ないという気がするんだけれども、どんな感じでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

お答えいたします。

現在、児童扶養手当を申請して、その方は障害年金も受給されておられて、児童扶養手当は全部停止になっている方でございます。当町として現在把握している方はその1名の方のみですので、その方が法改正で支給対象になると考えられております。また、障害の厚生年金受給者につきましては、我々のほうで厚生年金確認できませんので、ただ、障害厚生年金受給者で18歳未満の子を扶養するひとり親というのは、ほぼ考えられないのではないかと、現実的には。ですから、当町では、まず1名の方が該当されると考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

議長、あと何分ですか。（「もう15分くらい」の声あり）あ、そんなにあるんだ、まだ。分かりました。

1人というふうなことでは、意外と少ないなというふうな、もうちょっといるのではないかなと思ったんですけれども、そういうふうなことで、1人でもいるというふうなことではよかったなと思うんですけれども、これは申請でなくて、向こうから申請しないといけないでしょう、これ。その人が。それはやはり通知してもらわないと、その人に。

議 長 ( 金子芳継 )

福祉課長。

福祉課長 ( 加賀谷司 )

あくまで児童扶養手当につきましては本人の申請ということになりますので、まずは町は福祉事務所がございませんので、児童扶養手当は県の山本福祉事務所が支給する。それから、広報も、町といたしましても広報等で周知はいたしますけれども、支払先は山本福祉事務所ということになりますので、山本福祉事務所のほうでも周知しておると考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3番。

3番 ( 伊藤千作 )

漏れないように、十分に先方に申請するように通知してください。

時間はあるようですけれども、1時間15分ぐらいやりましたか。15分ぐらい。まだ時間あるんだけれども、何かあとちょっと項目がだんだん、(「10分弱なんだけれども」の声あり) いっぱいになってきた。(「あと10分弱」の声あり) うん。

なってきましたので、そろそろ終わりますけれども、町長、今言った論議してきましたけれども、ぜひ今後また機会を見て、これらについては一般質問でまた取り上げていきますけれども、例えば最初の釜谷浜での問題では、小風力のガイドラインはやはり宣伝をするということと、景観条例もきちっと今後いろいろ勉強しながら、それに向けたちょっと取組を強めていくというふうなことなどもきちっとやっていただきたいというふうなことと、あとクロマツの伐採については、やはりそれに代わる代替物もきちっと我々考えていくというふうなことで住民の要望に応じていくというふうな基本姿勢を貫いていってもらえればなというふうに思います。

今日でこの質問は終わるわけでない。この次というか、この次にやるかどうかは分からないけれども、いずれまたやりますので、そのあたりの含めてちょっと当局も十分に勉強して対応していただければなというふうなことで、今日は終わります。ありがとうございました。

議長 ( 金子芳継 )

伊藤議員さん、先ほど保留されておりました件につきましては、後で個別に報告しますと、こういうことですので。

では、これで伊藤千作議員の一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

---

午後3時55分 散会

